

令和 6 年 4 月 1 日 付 け で 公 表 し た 令 和 5 年 度
包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置 の 状 況
に つ い て

令 和 6 年 1 0 月

宮 崎 県 監 査 委 員

1 包括外部監査の特定事件

防災事業に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

令和5年7月1日から令和6年3月18日までの間に、防災事業に関係する部局等に対し、監査を実施した。
その結果、86件の事項について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。
該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区 分	監査結果	講じた措置報告
指摘事項	27	27
意 見	59	59
計	86	86

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総務部危機管理局危機管理課				
1 防災情報システムのデジタル強靱化事業				
意見	業務委託契約書における契約の解除に関する記載について 【現状及び問題点】 防災情報システムのデジタル強靱化事業では、委託事業であり県と受託者とは業務委託契約を締結している。宮崎県は、契約書の記載内容等に関して「契約書作成の手引」を作成しており当該手引において契約相手方が個人または民間団体等の場合、契約の解除に関する条項について、「宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）に基づき、県の締結する契約において暴力団を利することとならないようにするために必要な措置として、契約の解除に関する規定を設ける場合」の文例が記載されている。具体的な契約書の作成及びその記載すべき条項等に関しては、担当の所管課が当該手引きに基づき作成することとなっている。しかし、当該業務委託契約を閲覧したところ、反社会的勢力の排除に関する条項等の記載が無かった。 【改善提案】 県を含む自治体においてもコンプライアンスが求められている。今後、契約の相手方が個人または民間団体である場合には、上記「契約書作成の手引」に基づき「宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）に基づき、県の締結する契約において暴力団を利することとならないようにするために必要な措置として、契約の解除に関する規定」を契約書に記載することを検討されたい。	「契約書作成の手引」の先頭文例を用いて契約書を作成しているが、今後は改善提案のとおり暴力団排除に関する条項等の記載を検討する。	危機管理局 危機管理課	39

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	防災情報システムのデジタル強化事業における指標の設定について 【現状及び問題点】 防災情報システムのデジタル強化事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。 県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。 【改善提案】 確かに、防災事業においては、成果指標（アウトカム指標）の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標（アウトプット指標）の設定を検討することも考えられる。 よって、県は、成果指標（アウトカム指標）だけでなく、活動指標（アウトプット指標）も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。 防災情報システムのデジタル強化事業については、「令和4年度から令和6年度にかけて行う事業」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。 ＜考えられる指標（例）＞ ・各事業年度の当該事業全体に対する進捗状況（完了部分の割合）等 ※ 出所「監査人作成」	活動指標（アウトプット指標）の設定を検討したが、「事業全体」や「完了部分」、「進捗状況」などを数値化することが難しく、指標としては馴染まない。引き続き、適当な指標の検討について継続的に検討する。	危機管理局 危機管理課	39

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2 災害対応車両整備事業				
指摘 事項	物品購入要求書の誤記入に対する訂正方法等について 【現状及び問題点】 物品購入要求書における納入期限及び購入理由等の訂正等が行われていた。この訂正方法について、誤った記載部分を鉛筆により二重線を引き、その右側に正しい日付が鉛筆書きで記載されていた。また、購入理由について鉛筆書きにより加筆されている箇所があった。これらの事象は、他の書類においても散見された。 本来、公文書の訂正方法としては、ボールペンや万年筆等で訂正箇所に二重線を引き、正しい文言等を記載し、訂正印を押すのが一般的である。また、鉛筆による加筆部分等については、訂正印を押し何文字加入等と記載することが一般的である。 【指摘事項】 公文書の訂正方法として、上記の方法により適正に行うべきである。	公文書の訂正については、鉛筆等の消去可能な筆記用具を使用せず、ボールペン等で訂正箇所に二重線を引き、正しい文言等を記載し、訂正印を押す等、適正な事務処理を行う。	危機管理局 危機管理課	42

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘 事項	「車両仕様条件書」、「公用車（災害対応車両：土木事務所）特記仕様書」、及び「車両納車時の確認表」それぞれの記載事項の不整合について 【現状及び問題点】 「車両仕様条件書」のオプション装備の欄には「ETC」と、「公用車（災害対応車両：土木事務所）特記仕様書」の「2車両装備（3）装備等」の欄では「④ETC2.0」と、「車両納車時の確認表」のオプション装備の欄には「ETC（2.0でないもの）」とそれぞれ記載されており不整合な状況にある。 【指摘事項】 ETCとETC2.0では購入価格が異なるため、誤って購入装着した場合、経済性の観点から問題があることから「車両仕様条件書」、「公用車（災害対応車両：土木事務所）特記仕様書」及び「車両納車時の確認表」で整合性がとれた記載の修正を行うべきである。	仕様書の記載事項と納品内容に相違が生じないよう、確認表作成時の仕様書内容確認をダブルチェックで行い、仕様書と確認表の整合性がとれた記載を行う。	危機管理局 危機管理課	42

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	災害対応車両整備事業における指標の設定について 【現状及び問題点】 災害対応車両整備事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。 しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。 【改善提案】 確かに、防災事業においては、成果指標（アウトカム指標）の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標（アウトプット指標）の設定を検討することも考えられる。 よって、県は、成果指標（アウトカム指標）だけでなく、活動指標（アウトプット指標）も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。 災害対応車両整備事業については、「災害対応車両を各拠点等に購入し配備すること」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。 ＜考えられる指標（例）＞ ・災害対応車両を購入配備すべき各拠点等の内容に対する状況（購入配備済み拠点等の割合）等 ※出所「監査人作成」	今後事業を実施するにあたり、適当な指標の設定について検討する。 （災害対応車両整備事業終了）	危機管理局 危機管理課	42

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3 県庁BCP推進事業				
指摘 事項	県庁BCP推進事業における決算額の相違について 【現状及び問題点】 「事業概要」の(2)事業費の推移、(3)事業費の内容（令和4年度決算額ベース）及び(4)事業費の財源（令和4年度決算額ベース）には、令和4年度の決算額として3,660千円と記載されている。当該決算額の根拠資料である「BCP予算執行状況（令和4年度）」によると危機管理課が各担当部署からの要求を取りまとめて令達予算を決定し各担当部署に配分している。「BCP予算執行状況（令和4年度）」における危機管理課令達予算額は3,660千円であるが各担当部署の決算額合計は、3,670千円となっており相違が発見された。しかし、当該差額についての理由等の記載がなく管理上問題がある。 【指摘事項】 根拠資料である「BCP予算執行状況（令和4年度）」における危機管理課令達予算額と各担当部署の決算額に相違がある場合には、その理由等の記載を行うべきである。	各担当部署の決算額には、各担当部署が持っている予算により執行したものも含まれているため、当課からの令達額と差額が生じている。 今後は、各担当部署が持っている予算も含んだ執行がある場合は、その理由等の記載を行うようにする。	危機管理局 危機管理課	45

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	県庁BCP推進事業における指標の設定について 【現状及び問題点】 県庁BCP推進事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。 しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。 【改善提案】 確かに、防災事業においては、成果指標（アウトカム指標）の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標（アウトプット指標）の設定を検討することも考えられる。 よって、県は、成果指標（アウトカム指標）だけでなく、活動指標（アウトプット指標）も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。 県庁BCP推進事業については、「令和3年度から令和5年度にかけて行う事業」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。 ＜考えられる指標（例）＞ ・各事業年度の当該事業全体に対する進捗状況（完了部分の割合）等 ※出所「監査人作成」	県庁BCP推進事業は、ＢＣＰに必要な物資等を購入又は更新することが主な事業である。このため、特性上、成果指標（アウトカム指標）の設定は事業の特性上、馴染まない。 また、活動指標（アウトプット指標）についても、「物資を購入した回数や量」程度しかなく、指標としては馴染まない。 引き続き、適当な指標の検討について継続的に検討する。	危機管理局 危機管理課	45

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
5 大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業				
意見	事業者選定の方法について 【現状及び問題点】 県は、本事業の一つである「災害時専用臨時設置給油設備保管庫設置工事」（複数の市町村で実施されている。）では、事業者の選定について、各市町村に所在する事業者3者から参考見積書を徴収し、それを参考に設計書を作成していた。その上で、県は、実施設計金額が250万円を下回ったことから随意契約とすることとし、再度同じ事業者3者から見積書を徴収、最低価格を提出した業者を選定するという手続きを取っていた。 しかし、ある事案では、当初の参考見積を取った際に、ある事業者がかなり低額で参考見積単価を提出していたことから、県は予定価格を932,800円と低額に設定しており、県が正式な見積書を徴収した際には当該事業者は参考見積の時より高い単価で金額を出してきたため、結果として予定価格を上回る事態となり、契約には至らず、不調判断となった。 その後、県は、3者の平均値を工事単価として予定価格を1,369,500円に再設定した。その上で、県は、再々度3者から見積書を提出させて事業者の決定に至っており、結局、参考時も含めると3事業者は4回もの見積書提出を強いられている。 この手続きにより、本来の納期は令和5年1月26日となっていたところ、1月半遅れの同年3月10日に完成となっていた。 より公平な手続きで事業者を決定しようとする姿勢は評価できるし、結果的には2回目3回目の見積徴収時より低額での契約とすることができているものの、一方で、何度も見積書の提出を強いられた事業者の負担や予定された納期を大きく徒過した点は無視できない。 【改善提案】 本件は、1回目に3者から参考見積を徴収した段階での予定価格の設定に問題があったと考えられる。 よって、県は、公平性を重視するあまり予定された納期を遅れるようなことがないよう配慮することも重要であるため、適切な予定価格の設定について慎重に検討することが望ましい。	参考見積徴収の際に、他社と比べて見積額に大幅な乖離がある場合は、業者に内容を確認するなどして、適正な予定価格の設定に努める。	危機管理局 危機管理課	50

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
6 霧島山警戒避難体制整備事業				
指摘事項	えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務委託における仕様書について 【現状及び問題点】 県は、霧島山警戒避難体制整備事業として、えびの高原（硫黄山周辺）の火山ガスの測定を行うために、えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務を事業者へ委託している。委託内容等は、県が定めた仕様書によれば、次のとおり明示されている。 ＜委託内容等＞ （略） これに対して、受託業者から提出された実績報告書には、次の記載がある。 ＜業者が実施した業務実績＞ （略） 上記のとおり、仕様書では硫化水素濃度の測定とその測定値のデータ転送及び県が指定する測定値を超えた場合にはメールを自動転送することが記載されているが、実績報告書では定期メンテナンスの実施結果が記載されている。このため、仕様書に記載された内容と実績報告書に記載された内容が整合していない。 その結果、県が仕様書で求めた委託内容が適切に実施されたのか、実績報告書を閲覧する限り把握できなかった。 【指摘事項】 業務委託は、仕様書に記載された内容が適切に実施されるべきである。 よって、県は、仕様書記載内容の業務が実施されたのか適切に把握するとともに、実績報告書に仕様書に沿った記載を受託業者へ求めるべきである。	令和4年度以前の測定についても運用上は、硫化水素濃度の測定とその測定値をサーバーに転送し、県が閲覧できるように整備されているとともに、県が指定する測定値を超えた場合には、担当者等にメールが自動で送付されており、仕様書に記載された業務は実施されていた。	危機管理局 危機管理課	53

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務委託における参考見積書の徴取について 【現状及び問題点】 えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務委託について、受託業者の選定に当たっては、1者随意契約が実施されている。 契約額について、県は、相手方から事前に参考見積書を入手しており、この参考見積額を前提として予定価格を策定し、その後、相手方から正式見積書を入手した上で契約に至っている。 参考見積価格、予定価格及び契約額は全て同額の3,080千円となっている。県へ、参考見積書の内訳明細を把握しているか、参考見積書の内容について金額の妥当性を把握しているか質問したところ、特段の把握は行っていないとのことである。 本契約は1者随意契約であることから、参考見積額の内訳明細の把握、内容に係る金額の妥当性を検討しない場合、結果的に、業者の言い値で契約してしまうことになり、契約額の妥当性、経済性等に疑義が生じかねない。 【改善提案】 1者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。 このため、県は、参考見積書を徴取した場合は、その内訳明細を把握し、見積り内容に係る金額の妥当性及び経済性等を検討することが望ましい。	参考見積書を徴取した場合は、その内訳明細を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど、見積り内容に係る金額の妥当性及び経済性等を検討する。	危機管理局 危機管理課	54

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	霧島山警戒避難体制整備事業における指標の設定について 【現状及び問題点】 霧島山警戒避難体制整備事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、火山災害の予防に関する事業であり、指標の設定にはなじまないとのことである。 しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性及び効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。 【改善提案】 確かに、防災事業においては、成果指標（アウトカム指標）の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標（アウトプット指標）の設定を検討することも考えられる。 よって、県は、成果指標（アウトカム指標）だけでなく、活動指標（アウトプット指標）も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。 霧島山警戒避難体制整備事業については、「①霧島山火山防災協議会の運営等、②えびの高原（硫黄山周辺）の火山ガスの測定」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。 ＜考えられる指標（例）＞ ① 霧島山火山防災協議会の運営等 ・霧島山火山防災協議会の開催回数 ② えびの高原（硫黄山周辺）の火山ガスの測定 ・火山ガスの測定の測定回数、測定地点数 ※ 出所「監査人作成」	改善案を踏まえ、霧島山警戒避難体制整備事業における指標を、霧島山火山防災協議会の開催回数と設定するよう検討を進める。	危機管理局 危機管理課	55

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
7 減災力強化推進事業				
指摘 事項	公文書の記載内容の訂正について 【現状及び問題点】 同事業における川南町の事業費補助については、県作成の決裁伺書の施行日欄につき「令和4年11月8日」とされ、その上部に「10」と「28」の記載があった。このような訂正方法を認めると、事後の記載内容変更が自由になされうし、決裁権者の承認を得たものかの判別が困難となる。 【指摘事項】 県は、公文書につき記載内容に訂正がある場合は、決裁権者の訂正印を押印する等、適切な対応を検討すべきである。	公文書の記載内容の訂正については、訂正印を押印し、決裁権者の承認を得たものであることを明確にする。	危機管理局 危機管理課	58
指摘 事項	補助事業実績報告書の添付資料漏れについて 【現状及び問題点】 同事業における日向市の事業費補助については、提出を受けた実績報告書では添付資料として「検収調書の写し」が記載されているものの、同調書は添付されていなかった。また、日南市の事業費補助についても、実績報告書では添付資料として「納品書」「検収調書の写し」が記載されているものの、同資料は見当たらなかった。 「減災力強化推進事業費補助金交付要綱」第8条では、補助事業実績報告書の添付資料として上記資料の添付することが義務づけられている。 【指摘事項】 県は、市町村が提出する実績報告書の添付資料について、全て揃っているか確認の上、添付資料に漏れがある場合は適切に提出するよう指示すべきである。	事業実施内容については、不備がない事を確認したうえで、各自治体に対し提出依頼を行った。今後は、必要書類と添付されている書類について、複数人でチェックをし、不足がある場合には提出の指示を行う。	危機管理局 危機管理課	58

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
8 自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業				
意見	特定の事業者との契約に係る統制の強化について 【現状及び問題点】 県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業の実施について、特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークと複数の契約を締結し、業務を委託している。しかし、次項以降に示すとおり、契約方法は1者随意契約であり、契約額の決定プロセスや事業実施後の収支報告書の検査について、多数の問題点がある。 これは、県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業の実施に当たり特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークに対する依存度が高く、結果として、当該事業者との契約手続や検査手続に関する統制が弱くなっているためではないかと思料される。 【改善提案】 各種事業を業務委託に則って実施する場合は、契約手続や検査手続を適切に実施すべきことは言うまでもない。このため、県は、特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークとの業務委託契約については、特に、統制を強化し、適切に各種手続を実施することが望ましい。	(全体的な考え方) 特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークとの業務委託契約については、統制を強化し、適切に各種手続を行うよう見直す。（見直し内容は以下参照）	危機管理局 危機管理課	61

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	地域の防災セミナーにおける契約額決定プロセスについて 【現状及び問題点】 県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、地域の防災力向上を目的に地域の防災力向上セミナーを開催している。令和4年度における同セミナーの概要は次のとおりである。 ＜地域の防災力向上セミナーの概要＞（略） 契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額、事業者からの見積額及び契約額は全て同額の607,000円であった。 事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要なと考えられる詳細かつ具体的な実施事項（講師の内容、開催地、必要なチラシ等の枚数、会場の規模等）は不明瞭である。 また、NPO法人からの見積書にも詳細な記載は無い。 ＜委託仕様書の内容＞（略） また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。 以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。 【指摘事項】 1者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。 このため、県は、本業務委託については、防災セミナー実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。	「地域の防災セミナー事業」は令和5年度までの事業であるため、改善事業を下記の内容で見直した。 令和6年度から、各業務に係る具体的な内容を仕様書に記載するよう変更した上で、事業者へ見積書の作成を文書により依頼し、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施することとした。	危機管理局 危機管理課	61

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	地域の防災セミナーにおける決算書の妥当性について 【現状及び問題点】 前述の地域の防災力向上セミナーについて、県は、事業実施前に概算払で契約額を事業者へ支払っている。また、事業実施後に、事業者から事業に係る収支報告書を入手して、当該内容を検査した上で、委託料の額を確定している。 収支報告書を閲覧したところ、本業務委託の契約日は12月1日であるにもかかわらず、4月からの賃借料や給与手当が計上されている。 結果として、収支報告書に計上されている支出額には、本事業実施には直接関係がないと考えられる不適切な金額が計上されており、支出額が過大であると考えられる。 【指摘事項】 本業務委託のように概算払で委託料を支出した場合、特に、収支報告書の内容の適切性の検査は重要であり、不適切な支出があれば契約額の変更等を検討する必要がある。 このため、県は、収支報告書の検査をより詳細に実施すべきである。また、本業務委託については、支出額が過大であることを踏まえ、収支報告書について再算定し、実績額より契約額が過多であれば委託料を返還することを検討すべきである。	包括外部監査での監査人の意見を受け実施した、受託業者への収支報告書及び関係する会計書類の現地調査の結果、下記の内容が確認できた。 ①宮崎県防災士ネットワークは、県からの4本の委託事業及び会員会費を財源とした自主事業を活動としている。 ②賃借料や賃金等の経費は、県委託事業と自主事業の業務量（委託金額や委託期間を基礎）により按分し、各事業の必要経費として整理している。 ③御指摘の「地域防災セミナー」は、②整理により、賃借料29,335円/年、給与196,584円/年を必要額として整理している。 ④実績報告書作成にあたり、他の委託事業が4月から3月までの12か月の事業期間であったため、誤って本事業も③の額を12か月で按分した月額による実績報告書の作成を行った。 （正：7,333円×4月＝29,335円、誤：2,444円×12月＝29,335円 ※端数調整あり） 以上のことから、本事業に対する実績報告額の総額について支出額が過大であることは認められなかったが、委託期間と精算期間が一致しておらず、精算書類の差し替えを行った。 本件については、御指摘のとおり、収支報告書の内容の適正性を確認するため、厳正に対処する必要があった。今後は、現地での関係書類による実績確認を行う。	危機管理局 危機管理課	63

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	防災士出前講座事業における契約額決定プロセスについて 【現状及び問題点】 県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、防災士の活動を支援して地域における防災力向上を目的に防災士出前講座事業を実施している。令和4年度における同事業の概要は次のとおりである。 ＜防災士出前講座事業の概要＞（略） 契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額、事業者からの見積額及び契約額は全て同額の3,440,000円であった。 事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要なと考えられる詳細かつ具体的な実施事項（講師の謝金及び旅費の単価、開催地、必要なチラシ等の枚数等）は不明瞭である。また、NPO法人からの見積書にも詳細な記載は無い。 ＜委託仕様書の内容＞（略） また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。 以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。 【指摘事項】 1者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。 このため、県は、本業務委託については、防災士出前講座事業の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。	令和6年度から、各業務に係る具体的な内容を仕様書に記載するよう変更した上で、事業者へ見積書の作成を文書により依頼し、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施することとした。	危機管理局 危機管理課	63

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	防災士養成研修事業における契約額決定プロセスについて 【現状及び問題点】 県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、防災士養成研修事業を実施している。令和4年度における同事業の概要は次のとおりである。 ＜防災士養成研修事業の概要＞（略） 契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額は12,009,000円、事業者からの見積額及び契約額は12,000,000円であり、全ての金額は近似していた。 事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項（規模、講義の内容、講師の内容、講師へ支払う謝金額等）は不明瞭である。また、NPO法人からの見積書にも詳細な記載は無い。 ＜委託仕様書の内容＞（略） また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。 以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。 【指摘事項】 1者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。 このため、県は、本業務委託については、防災士養成研修事業の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。 また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。	令和6年度から、各業務に係る具体的な内容を仕様書に記載するよう変更した上で、事業者へ見積書の作成を文書により依頼し、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施することとした。	危機管理局 危機管理課	65

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	防災士養成研修事業における決算書の妥当性について 【現状及び問題点】 前述の地域の防災士養成研修事業について、県は、事業実施前に概算払で契約額を事業者へ支払っている。また、事業実施後に、事業者から事業に係る収支報告書を入手して、当該内容を検査した上で、委託料の額を確定している。 収支報告書を閲覧したところ、人件費、賃借料及びリース料等様々な費目が計上されている。県に対して、各支出内容の確認状況を質問したところ、収支報告書について現地調査は行っておらず、支出内容は当該事業のみに関するものか賃金台帳及び領収書等まで遡及した確認は実施していないとのことであった。 結果として、収支報告書に計上されている支出額には、本事業実施に直接関連のある内容のみが適切に計上されているか、不明瞭である。 【改善提案】 本業務委託のように概算払で委託料を支出した場合、特に、収支報告書の内容の適切性の検査は重要である。このため、県は、収支報告書の検査をより詳細に実施すべきである。 また、本業務委託については、契約額が大きいことから現地調査等を行い、賃金台帳や領収書等を閲覧する等により、本業務委託に直接関連した支出内容のみが計上されているか具体的に検査することが望ましい。	令和４年度分について、賃金台帳や領収証等の関係書類の現地調査を行い、契約金額の妥当性を確認した。 また、令和６年度から、精算額の確認においては現地調査を実施し、関係書類の閲覧等により本事業に直接関連した支出内容のみが計上されているか具体的に検査するよう見直す。	危機管理局 危機管理課	67

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	地域防災力向上事業における契約額決定プロセスについて 【現状及び問題点】 県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、地域防災力向上事業を実施している。令和4年度における同事業の概要は次のとおりである。 ＜地域防災力向上事業の概要＞（略） 契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額は1,774,000円、事業者からの見積額及び契約額は1,770,000円であり、全ての金額は近似していた。 事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項（市町村等との調整の内容、規模、防災士へ支払う金額等）は不明瞭である。また、【任意】との記載もあり、実施するか否かを定めていない曖昧な記載もある。 また、NPO法人からの見積書にも詳細な記載は無い。 ＜委託仕様書の内容＞（略） また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。 以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。 【指摘事項】 1者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。 このため、県は、本業務委託については、地域防災力向上事業の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。 また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。	令和6年度から、各業務に係る具体的な内容を仕様書に記載するよう変更した上で、事業者へ見積書の作成を文書により依頼し、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施することとした。	危機管理局 危機管理課	68

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
9 災害対策本部運用体制整備事業				
意見	宮崎県防災情報共有システム保守・運用支援業務委託における要望対応一覧表の記載について 【現状及び問題点】 県は、災害対策本部運用体制整備事業として、宮崎県防災情報共有システムを正常に運用するために、当該システムの保守業務、問い合わせ対応業務及び情報共有システムの最適化業務を事業者へ委託している。 業務が実施されたのち、事業者から業務報告書が提出されており、当該業務報告書には宮崎県防災情報共有システムに係る要望対応一覧表が添付されている。 要望対応一覧表には、県から事業者へ依頼した要望事項とそれに対する対応日や対応内容が記載されている。要望対応一覧表を閲覧したところ、複数の要望事項について、対応日や対応内容が未記載の箇所がある。また、要望対応一覧表に記載されている内容は番号が採番されているが、連番になっていない箇所がある。 結果として、県から事業者へ提出した要望事項が適切に対応されているか及び県から事業者へ提出した要望事項が網羅的に把握されているかが不明瞭である。 【改善提案】 情報システムに関する業務委託については、種々の問題に対応するために、上記のとおり要望対応一覧表が作成されることがある。業務委託の内容は仕様書で定められるため、要望事項に対してすべて実施する必要がある訳ではない。 しかし、要望事項の中には、情報システムを運用する上で重要な事項も含まれる可能性もある。したがって、要望対応一覧表については全ての要望を網羅的に記載するとともに、対応内容を適切に記載することが重要である。 よって、県は、事業者から提出のあった要望対応一覧表については、網羅的かつ適切に記載されているかを受領時に審査するとともに、不明瞭な箇所があれば、事業者へ修正を求めることが望ましい。	対応日、対応内容については、年度内に対応できないもの等が未記載となっているため、「対応検討中」と記載するよう業者に依頼する。 連番になっていない箇所については、対応と当課への報告まで行ったものを非表示にしているが、電子データでは閲覧可能となっている。	危機管理局 危機管理課	72

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	災害対策本部運用体制整備事業における指標の設定について 【現状及び問題点】 災害対策本部運用体制整備事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については、指標の設定にはなじまないとのことである。 しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性及び効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。 【改善提案】 確かに、防災事業においては、成果指標（アウトカム指標）の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標（アウトプット指標）の設定を検討することも考えられる。 よって、県は、成果指標（アウトカム指標）だけでなく、活動指標（アウトプット指標）も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。 災害対策本部運用体制整備事業については、「装備品・食糧の備蓄、防災情報共有システムの運用保守」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。 ＜考えられる指標（例）＞ - 装備品・食糧の備蓄 ・ 装備品・食糧の計画値に対する充足状況や充足割合 - 防災情報共有システムの運用保守 ・ システム保守に関する計画に対する実施状況、正常稼働チェックの回数、問合せ対応業務の満足度	災害対策本部運用体制整備事業は、防災服の更新や機器の点検、システムの保守が主な事業である。このため、活動指標として「正常稼働チェックの回数」等を検討したが、通常に稼働することが前提であり、指標の設定は馴染まないと考えられる。 引き続き、適当な指標の設定について継続的に検討する。	危機管理局 危機管理課	72

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
10 総合防災訓練強化事業				
指摘事項	契約書の未作成について 【現状及び問題点】 本事業は南海トラフにおける地震津波対策図上訓練が含まれているところ、同訓練においては、企画コンペ方式によって1事業者が選定された後、契約書の締結が未了のまま事業が実施されて完了し、支出事務をしようとした際に契約書未作成が発覚した。 未作成となった理由については、契約書を準備し財務会計システムに支出負担行為を入力後、委託業者に契約書の修正を指示してその返送を受けていたものの、図上訓練の準備時期と重なってしまったため、支出負担行為の決裁を怠ってしまったというものであった。 なお、システムには入力済みであったため、その他の課職員も気づくことができなかったということである。 【指摘事項】 明らかな違法行為であるため、県は、今後、契約書の未作成というだけでなく、支出負担行為という基本事務についても、二重三重のチェックを行い、漏れが無いよう対応されたい。 ただし、本件については、後付けで作成された契約書とともに「宮崎県防災訓練（地震津波対策図上訓練）企画運営業務委託契約書の未作成について」と題する顛末報告書が添付されており、未作成となった原因や再発防止への意欲が記されていた。この点は、評価できると考える。	財務会計システム処理後の公印押印等、書類による進捗確認を徹底する。	危機管理局 危機管理課	75

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	事業者の選定及び評価について 【現状及び問題点】 地震津波対策図上訓練では、事業者の選定について企画コンペ方式が採用されたものの、1事業者のみの応募しかなく、そのまま同事業者が選定されている。なお、同事業者は3年連続で本事業を担当している。 同事業者による当該事業が質の高いものであれば何ら問題はないが、事業者選定を行う審査委員会における企画書段階の評価では、ある委員は100点満点中60点という最低基準点ぎりぎりの点数をつけている。 このため、1事業者のみによる応募状況や事業者の質について、問題があるのではないかとの疑念が生じかねない。 【改善提案】 災害訓練という性質上、マンネリ化を防止する観点から、委託事業者の質にもこだわるべきである。 このため、県は、単に県ホームページで募集するだけでなく、独自に情報収集も行なうなどして同業の事業者を発掘し、コンペへの参加を促すことが望ましい。また、事業者の質については、事業の実施後等の機会を捉え、県としても事業者の評価を実施し、評価結果を文書として保存しておき、次年度以降の事業者選定時に役立てること等を検討することが望ましい。	令和6年度の企画コンペ業務については、他自治体で同様の業務を受託している業者に対して企画コンペへの参加を促したが、新たな事業者の応募はなかった。引き続き、事業者を発掘し競争性を高めるなど委託業務の水準確保に努める。	危機管理局 危機管理課	75

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘 事項	入札公告の時期について 【現状及び問題点】 「総合防災訓練に係る会場設営及び撤去業務委託」においては、事業者の選定につき一般競争入札が取られたものの、当該入札期日は、令和4年10月25日午後1時30分を予定され、その入札公告については同月17日に実施されている。 しかし、宮崎県財務規則第120条第1項では、「一般競争入札に付しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に定める期間前にしなければならない。」とされており、当該事業は「工事の請負」ではないことから、同項に違反している。 【指摘事項】 県は、入札公告の実施時期について、宮崎県財務規則に遵守すべきである。	十分な公告期間を確保できるようスケジュール管理を徹底するとともに、緊急やむを得ない理由により同条第2項の例外規定による取扱いを行う場合は、疎明を行い決裁を受けることとする。	危機管理局 危機管理課	76

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総 1 宮崎県地域防災計画				
意見	市町村等が実施すべき事項について 【現状及び問題点】 宮崎県地域防災計画の各編には、県、市町村、指定地方行政機関等が実施すべき内容や責任が明確に記載されている。 例えば、第 2 編共通対策編 第 2 章災害予防計画において、消防力の充実強化について市町村が実施すべき事項として次のような記載がある等、市町村等が実施すべき事項が多岐にわたって記載されている。 <市町村の実施事項の例>（略） 県に対して、宮崎県地域防災計画に記載されている市町村等が実施すべき事項について、県内の各市町村等における実際の対応状況を質問したところ、各市町村等が各自で実施しているとの認識であり、対応状況の把握までには至っていないとのことである。 宮崎県地域防災計画で市町村等が実施すべき事項が記載されていても実際に市町村等が対応していない限り、防災に対する備えにはならないと考える。 【改善提案】 宮崎県地域防災計画に記載されている内容は多岐にわたっており、そのすべてについて市町村等の対応状況を把握するのは現実的ではない。また、県が実施する各種の防災訓練等において市町村等の対応状況はある程度把握されていると考える。 しかし、市町村等の対応状況について、把握すべき事項や具体的内容が整理されている訳ではない。よって、県は、宮崎県地域防災計画に記載されている市町村等が実施すべき事項について、重要性等を踏まえ、対応状況の把握を定期的に行うことが望ましい。	宮崎県地域防災計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものである。 また、この大綱に紐付く実施細目は、各防災機関がそれぞれ定めることになっている。改善提案でも言及されているとおり、計画に記載されている内容は多岐にわたるため、その全てについて市町村の対応状況を把握することは現実的ではない。したがって、取組の重要性を踏まえ、今後も、必要な取組については市町村の対応状況を定期的に把握する。	危機管理局 危機管理課	34

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	宮崎県地域防災計画と県事業との紐づけ、及び同計画と予算との関連について 【現状及び問題点】 宮崎県地域防災計画には、第1編総論において県が処理すべき事務及び業務の大綱が記載されているとともに、第2編以降で各項目において県が実施すべき事項が記載されている。 また、本監査を実施するに当たり、県に対して県が実施する防災事業が分かる資料を依頼したところ、防災事業という観点からは事業を整理していないため、当該内容に相当する資料は無い旨の回答を得た。 しかし、前述のとおり、宮崎県地域防災計画には県が実施すべき事項が記載されており、県の各部署は原則として各種の事業の実施を通じて当該事項を実施しているはずである。 このため、県に対して、宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項について、実際に県が実施する事業と紐づけは実施されているか及び同事項と県の事業予算の関連の把握はされているか、を質問したところ、特段の紐づけは行っておらず、地域防災計画に基づき実施される防災事業の予算額も把握していないとのことである。 宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項と実際に県が実施する事業との紐づけが実施されていないため、同事項は適切に実施されているのか、どの部署のどのような事業を通じて実施されているのかが不明瞭であるとともに、宮崎県地域防災計画の有効性にも影響が出かねない。 また、宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項と県の事業予算の関連の把握がなされていないため、同事項に係る金額的規模が不明瞭となり、宮崎県地域防災計画における県事業の実施に係る効率性や経済性の検証が出来ないと考えられる。 【改善提案】 県は、宮崎県地域防災計画の有効性、効率性及び経済性を高めるため、宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項と県が実施する事業との紐づけ及び同事項と県の事業予算の関連の把握を行うとともに、これらの内容を整理し、県ホームページで公表する等により、県の防災事業実施に係る透明性を担保することが望ましい。	本県の防災対策については、宮崎県地震減災計画と国土強靱化地域計画において県が実施すべき事業との紐付け等が行われているが、これらの情報に加え、宮崎県地域防災計画の有効性を把握するために必要な情報について検討する。	危機管理局 危機管理課	35

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	宮崎県防災会議の開催結果の公表について 【現状及び問題点】 県は、災害対策基本法第 14 条に基づき宮崎県防災会議を設置し、地域防災計画の策定及びその実施促進等を行っている。 過去の宮崎県防災会議の開催状況を県ホームページで確認したところ、平成30年度、令和3年度及び令和4年度の開催結果は公表されていた。 県に対して、令和元年度及び令和2年度の宮崎県防災会議の開催結果が県ホームページで公表されていない旨を質問したところ、掲載漏れとのことである。 【改善提案】 宮崎県防災会議は、宮崎県地域防災計画の策定等を行う重要な会議体である。よって、県は、宮崎県防災会議の開催結果を適切に県ホームページで公表し、透明性を担保することが望ましい。	掲載が漏れていた令和元年度、令和2年度の宮崎県防災会議の開催結果について掲載した。	危機管理局 危機管理課	36
意見	宮崎県防災会議の出席状況について 【現状及び問題点】 県が令和4年度に実施した宮崎県防災会議の資料を閲覧したところ、委員の出席状況は次のとおりであった。委員総数55名に対して、欠席9名、代理出席16名であり、本人出席は30名となっており、委員総数に対する本人出席の割合は、54.5%である。 宮崎県防災会議は、宮崎県地域防災計画の策定を行うとともに、国、県、市町村等の防災関係機関により防災に関する重要事項を審議するものであり、重要性が高い。しかし、本人出席の割合は十分とは言えないと考えられる。 【改善提案】 県は、宮崎県防災会議の重要性に鑑み、可能な限り本人による出席を促すとともに、出席率を上げるように各防災関係機関に一層働きかけることが望ましい。	都道府県防災会議の委員は、災害対策基本法により充て職が定められているが、1号委員（16名）は、当該都道府県の区域を管轄する指定行政機関の長（九州管区警察局長、九州農政局長、九州経済産業局長、九州地方整備局長など）が定められており、本人出席率が低い現状にある。 引き続き、出席率を上げるため各防災関係機関に働きかけるとともに、他県の状況も踏まえ検討する。	危機管理局 危機管理課	36

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総 2 令和4年度に発生した災害対応				
指摘事項	情報連絡・処置票の記載箇所に空欄があることについて 【現状及び問題点】 情報収集が適切に行われているかを確かめるため「情報連絡・処置票」を査閲した。当該情報連絡・処置票では、受信者記入欄及び班長等記入欄が設けられている。受信者記入欄には、入手日時、発信者、受信者及び情報の内容等の項目については書き込めるように空欄がまた、入手手段の項目についてはチェックボックスが設けられている。一方、班長等記入欄には、対応部署及び対応事項については、記載できるよう空欄が設けられているとともに、情報種別、緊急度、対応の要否等についてはチェックボックスが設けられている。しかし、記入すべき箇所が空欄のものが散見された。当該情報連絡・処置票は、県に台風による被害が報告され、県では報告された情報を把握分析しこれに基づき適時適切な処置を決定し伝達する書類である。空欄がある場合、これらの目的が達成できないおそれがある。 【指摘事項】 情報連絡・処置票に記載を行う受信者及び班長等は、記載すべきすべての箇所に適切な記載を行うべきである。	令和6年度に総合対策部の要員向けの研修を実施し、「情報連絡・処置票」に適切に記載するよう、改めて周知した。また、災害時に総合対策部の要員がスムーズに情報共有を行えるよう、令和6年度に風水害訓練を3回実施した。今後も要員が適切に対応するよう定期的に訓練を実施するとともに、訓練等とおして、使いやすい情報共有がしやすい「情報連絡・処置票」のあり方について検討を行い、適宜、様式の見直しを行う。	危機管理局 危機管理課	157

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総 3 備蓄倉庫・日本赤十字社宮崎県支部倉庫				
指摘 事項	備蓄品の配置図について 【現状及び問題点】 県は、備蓄物資の一部を日本赤十字社宮崎県支部で保管している。当該備蓄物資の管理については、県の担当職員が年に一度棚卸を行っているとのことである。日本赤十字社宮崎県支部における備蓄倉庫の視察を行ったところ備蓄物資の配置図（ロケーションマップ）が作成されていなかった。配置図が無い場合、大規模災害時に必要なものを迅速に取り出す際に支障が出るおそれがある。 【指摘事項】 日本赤十字社宮崎県支部の備蓄倉庫の配置図を早急に作成すべきである。	配置図（ロケーションマップ）を作成した。	危機管理局 危機管理課	187
指摘 事項	備蓄物資の受払簿について 【現状及び問題点】 県は、日本赤十字社宮崎県支部で保管している備蓄物資の受け入れ払い出しに関して受払簿を作成していなかった。これでは、備蓄物資の受け入れ払い出しが行われた場合、正確な備蓄物資の数量を把握することができなくなるおそれがある。 【指摘事項】 日本赤十字社宮崎県支部で保管している備蓄物資の受払簿を作成するべきである。	受払簿を作成する。	危機管理局 危機管理課	188

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総 4 備蓄倉庫・小林市八幡原市民総合センター				
指摘事項	備蓄品受払簿の備置について 【現状及び問題点】 災害用備蓄品については、各種イベント等において使用されるケースも想定されるが、現状、このようなケースで備蓄品を使用する場合、その使用時期や使用数量等を把握するための使用届や備蓄品の受払簿が備置されていない。 【指摘事項】 常時、適切な備蓄数量を備置するため、備蓄品を使用する際の使用申請手続の明確化や備蓄品の受払簿の備置が必要であるとする。	受払簿を作成する。	危機管理局 危機管理課	188
意見	備蓄品の使用期限等について 【現状及び問題点】 小林市八幡原市民総合センターにおける備蓄品については、毛布、紙おむつ、簡易トイレ等であり特段の使用期限が付されているものではないが、将来的に経年劣化等により、非常時に使用困難な状況となる可能性がある。 【改善提案】 本倉庫における備蓄品について、定期的に備蓄品の状態をサンプルチェックにより調査する手続きを講じられたい。	棚卸しを行い、サンプルチェックを行った。	危機管理局 危機管理課	188
意見	備蓄品の保管状況について 【現状及び問題点】 小林市八幡原市民総合センターにおける備蓄品の保管場所においては、県保管の備蓄品と小林市所管の備蓄品とが混在して保管されている状況にある。 【改善提案】 非常時の備蓄品搬出等をよりスムーズに実施するため、県所管の備蓄品と小林市所管の備蓄品の保管場所を明確に区分することを検討されたい。	県所有の備蓄物資と小林市所有の備蓄物資の区分をわかりやすくするよう、現地の表記や配置図作成等を検討する。	危機管理局 危機管理課	189

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総 5 備蓄倉庫・都農高校				
指摘 事項	在庫数について 【現状及び問題点】 監査人は事前に令和5年9月現在における在庫数の一覧である「災害救助法対応備蓄物資の状況」を入手した上で、現物の在庫数のチェックを行った。その結果、携帯・簡易トイレやアルファ米などの在庫数が、一覧表の数量と現物数量が若干一致しなかった。 この点、県へ質問したところ、「令和5年5月に行われた防災フェアで備蓄物資の一部が使われたものの、その数が上記の一覧に反映されていなかった。」とのことであった。 また、県によれば、「年に数度は在庫の状況を確認し、賞味期限が切れたものがないかどうかの確認は行っているが、在庫数の確認までは行っていない。」とのことであった。 【指摘事項】 災害はいつ発生するか分からないものであるため、県は、在庫数について在庫を使用した場合はもちろんのこと、必要と考えられる数が常に備蓄されているかについて、定期的に確認しておくべきである。	棚卸しを行い、在庫数の確認を行った。	危機管理局 危機管理課	189

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	運搬のしやすさについて 【現状及び問題点】 都農高校は令和3年3月に近隣の少子化等の影響により閉校となっている。都農高校に備蓄されている物資については、平成28年の閉校の決定後、平成31年3月から令和3年3月に閉校されるまでの間に、空き始めた教室に置いたことが発端となっている。その際、空いた教室が校舎の3階であったことから、現在も、校舎の3階を中心に置かれている（一部、令和5年度県総合防災訓練で使用する物資が1階にも置かれている。）。 しかしながら、実際の災害の際に物資の運搬を迅速に行うことを考えれば、3階に物資が置かれていることは、運搬のしやすさという点において検討の余地があると考えられる。 なお、令和6年度には高鍋町の宮崎県立農業大学校の敷地内に、災害支援物資の備蓄及び国からの支援物資の搬入・搬出を行う物資拠点施設を建設予定とのことであり、現在、都農高校に置かれている物資についても、上記物資拠点施設の建設後に、そちらに移動させる予定とのことであった。 【改善提案】 都農高校の所在地は、都農町が公開している津波のハザードマップにおいても浸水のリスクもない場所に位置している。そのようなリスクもない所在地であれば、県は、都農高校の校舎内で少しでも運搬のしやすい場所に置いておくことが望ましい。	都農高校は都農町が管理しており、町において空き教室の利活用を検討されている状況である。令和7年度に災害支援物資拠点施設に移動予定である。	危機管理局 危機管理課	190

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総 6 備蓄倉庫・防災庁舎				
意見	備蓄倉庫における物資の保管場所の明確化について 【現状及び問題点】 防災庁舎における物資の備蓄状況について、県から入手した令和5年9月末時点の備蓄物資状況の一覧表及び備蓄倉庫の図面にに基づき、現物の実在性及び保管体制等を検証した。 防災庁舎の備蓄倉庫においては、衛生用品、食料及び水等が保管されていた。備蓄物資状況の一覧表に記載されている各品目の数量と現物の数量を照らし合わせたところ、同一の物資について同じ倉庫内であるが保管場所が離れていたため、数量を直ちに把握できない物資があった。 結果として、物資の保管場所が明確になっているとは言えず、緊急時における払い出しを想定すると適切な数量の払い出しが困難になる可能性を否定できない。 【改善提案】 県は、緊急時における払い出しを想定し、備蓄倉庫内を整理整頓した上で物資の保管場所を明確化することが望ましい。	棚卸しを行い、配置図（ロケーションマップ）を作成する。	危機管理局 危機管理課	191
意見	備蓄倉庫における定期的な棚卸の実施について 【現状及び問題点】 県に対して、防災庁舎の備蓄倉庫内に保管されている物資について定期的な棚卸を実施し、数量や消費期限に問題が無いか確認しているか質問したところ、定期的な棚卸は実施していないとのことであった。 なお、県によれば、令和5年度には棚卸を実施予定とのことであった。 棚卸を実施しない限り、物資の実在性、数量や消費期限の適切性等を把握できず、緊急時に支障をきたす可能性を否定できない。 【改善提案】 県は、備蓄倉庫内の物資について、物資の実在性、数量や消費期限の適切性等を担保するために、定期的に棚卸を実施することが望ましい。 なお、令和5年度に実施予定とのことであるが、監査時点では未実施であったため、適切に実施されることを期待する。	棚卸しを行い、在庫数等の確認を行う。なお、令和 5 年度は県施設以外の保管場所の棚卸しを行った。防災庁舎内備蓄倉庫の棚卸しは令和 6 年度に行う。	危機管理局 危機管理課	192

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総 8 宮崎県大規模災害対策基金				
意見	宮崎県大規模災害対策基金の運用に関する計画の開示について 【現状及び問題点】 宮崎県大規模災害対策基金に関するヒアリングを所管課に行った。その中で上表「積立・取崩」に記載のとおり宮崎県大規模災害対策基金の残高が設定当初の5億円を下回っている状況である。そこで今後の宮崎県大規模災害対策基金の積立方針についてヒアリングしたところ積立を行う方針があるとの回答であった。しかし、宮崎県大規模災害対策基金の積立を行う場合、積立金額（見積金額）の基礎となる各防災対策事業の情報を開示していないとのことであった。 【改善提案】 宮崎県大規模災害対策基金を原資とする今後の事業を計画する上で、積立金額（見積金額）の基礎となる各防災対策事業の情報を開示することが有用であると考えられる。したがって今後は、宮崎県大規模災害対策基金の積立を行った場合、参考情報ではあるが開示する方向で検討されたい。	宮崎県大規模災害対策基金の積立を行う場合、手続きとして、積立金額について予算計上をし議会に諮る必要がある。そのため、現時点においても、積立を行う場合は、予算案として事業概要等が県庁ホームページに掲載されることとなっている。	危機管理局 危機管理課	205

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総務部危機管理局消防保安課				
11 みやざき消防力強化・支援事業				
意見	消防活動資機材整備事業について 【現状及び問題点】 本件事業は、消防職団員が使用する、災害現場での消防活動に必要となる資機材整備への支援事業であり、市町村からの申請に基づき地域消防防災活動支援事業費補助金として給付するものである。しかし、市町村の資機材の充足状況について一部しか確認が行われていない。 【改善提案】 各市町村における補助の対象となる資機材の充足状況について確認することを検討されたい。	消防団及び消防本部に対する資機材整備に係る支援事業について、例年資機材の要望調査を行っているが、各消防団及び消防本部における資機材の整備状況についても、調査の実施について検討する。	危機管理局 消防保安課	79

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
12 消防学校運営費				
意見	パソコン教育研修について 【現状及び問題点】 本件事業において、令和4年6月20日から令和5年3月31日までパソコン教育研修（委託先：株式会社デンサン）を実施している。 宮崎県地域防災計画のP40では、「(6) 消防職団員の教育訓練 【県】 消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。」とされている。 本件研修事業については、パソコンの基礎知識取得、操作、ソフト活用法等に関する内容が主であることから、本件事業が消防職員及び消防団員の災害や救急業務、火災予防業務の高度化にも対応できる教育訓練として不十分な側面がある。 【改善提案】 消防学校において実施されるOAに関する教育訓練の内容について、消防業務の高度化に対応した内容を充実していくよう留意されたい。	消防の現場においては、次の業務においてパソコンを活用している。	危機管理局 消防保安課	81
		1 予防査察業務 検査前チェック表作成、違反事項説明書、図面作成、立入検査結果通知書作成等 2 火災調査業務 火災調査書、火災原因判定書、実況見分書、写真説明表、質問調書損害調書等 3 統計調査・管理業務 各種出勤統計、水利管理、車両管理、備品管理 4 訓練計画 消防活動訓練、救助訓練、救急訓練等訓練計画書作成等		
		現在のパソコン教育研修では、パソコン操作等に不慣れな学生もいることから、基本的な知識や各所属で使用している基本ソフトの操作や訴求力の高い資料作成等の研修を行っている。今後は、これまでの研修内容に加え、上記の現場業務に即応できるよう、研修内容の充実を図る。 初任科では、パソコン操作、基本ソフトの活用に慣れるための研修に加え、上記の現場業務を想定した応用的なシミュレーション研修を実施する。 専科教育においては、パソコンソフトによる資料作成・実習等に加え、現場図面や各種統計表の作成等、現場業務を想定した応用的なシミュレーション研修を実施する。		

指摘事項及び意見			講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容				
意見	給食費について 【現状及び問題点】 本件事業における事業費に占める割合が大きいのは給食費である。昨今、零細規模の給食事業者の経営的問題から、各種機関等における給食事業が滞る事象が発生している。 本件事業においては、現状、こうした事象は発生しておらず、発生した場合の代替的手段も検討はされているが、将来的に給食事業者の経営的困難性から、消防学校における給食事業が滞る可能性があるため、給食事業者への委託費用については、今後よりきめ細やかな積算を反映した内容とする必要性が生じる可能性がある。 【改善提案】 実情に応じたよりきめ細やかな業務内容の予算執行に留意されること。		現在の給食業務委託については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの長期継続契約としているが、令和5年度の契約時において、業務を適切に履行できる人員を確保するため、より単価の高い警備員等の労務単価を採用したことに加え、賃金単価も国の「経済財政運営と改革の基本方針2022」に基づいて時間単価を引き上げるなど、人件費、物件費、管理費等を十分に精査した上で予定価格を設定しており、現在の事業者が落札し、契約を締結している。 今後、社会情勢の変化等を注視しながら、委託事業者と綿密な連携を行い、経営状況等も可能な限り把握した上で業務を進めていくこととする。 併せて、次回契約時においても、同様に実情に応じた業務委託とするよう、契約時においてきめ細やかな委託業務内容の精査と積算を行うこととする。	危機管理局 消防保安課	81
意見	燃料費の単価契約について 【現状及び問題点】 消防学校にて消費するプロパンガスについては、年度当初に1回3社の平均見積単価による単価契約がなされている。昨今の燃料価格が乱高下している状況では、事業年度中の予算の不足や、過剰な執行がなされる可能性がある。 【改善提案】 プロパンガスの単価について、四半期毎もしくは半期毎の弾力的な単価契約の見直しを実施することが望まれる。		プロパンガスの単価契約について、令和6年度から、年度当初契約に加え、半期毎に市場価格の動向を参考に契約単価の見直しを実施する。	危機管理局 消防保安課	81

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
福祉保健部福祉保健課				
13 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業（DWAT分）				
意見	災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業（DWAT分）における指標の設定について 【現状及び問題点】 事業概要によれば、この事業の達成すべき指標として、県内におけるDWAT（災害派遣福祉チーム）の登録者数が掲げられ、令和4年度末で109名の方が登録されていることから、その達成率が55％とされている。 しかし、この事業における真に達成すべき指標は、DWATの方々の熟練度であったり、経験値であったり、災害時においてDWATの方々が如何に活躍できるかであろう。 無論、それらは測定可能性という意味では無理であり、県がとりあえず登録者数を達成すべき指標として置くことも理解できるところであるが、登録者さえ増やせばよい、というわけではない。このため、本事業における達成すべき指標には再考の余地があると考ええる。 令和5年度においては、隣県である大分県において豪雨災害があり、その際にDWATが出勤したという情報があるとのことであるため、今後、それら他県における出勤の実績や、活躍度、その際に足りなかったもの、不足していたものなどの情報をいち早くDWATに還元させ、それを研修や訓練に生かすことによって、県内におけるDWATのレベルを上げていく施策を取り入れていくことも重要であると考ええる。 【改善提案】 達成すべき指標については、単に登録者数だけではなく、DWATの方々の研修受講数や訓練参加数など、その熟練度を測定できるような指標の設定も検討することが望ましい。	福祉保健課	84	

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
福祉保健部医療政策課				
14 災害拠点病院等人材強化事業				
意見	消費税の控除について 【現状及び問題点】 「災害拠点病院等人材強化事業費補助金交付要綱」の第3条によれば、補助金の交付申請時には、「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。」とある。 資料によれば、補助金に係る仕入れの請求書上で、明らかに消費税の記載がある請求書も散見されるため、このような場合には、交付申請時に消費税等相当額を減額して申請させることが望ましい。 なお、担当者によれば、仕入れに係る消費税等相当額については、当該補助金に係る様式第10号“年度仕入れに係る消費税等相当額報告書”により返還してもらっている、とのことであったが、返還までには1年以上の期間を要している、とのことであった。 しかし、通常の企業会計では、事業年度終了後2ヶ月もしくは3ヶ月以内に決算は確定することから、1年以上の期間が経過すると、その返還を失念するリスクも高まると考えられる。 【改善提案】 資料によれば、補助金に係る仕入れの請求書上で、明らかに消費税の記載がある請求書も散見されるため、このような場合には、交付要綱に則り、交付申請時に消費税等相当額を減額して申請させることが望ましい。 また、仮に、事前に減額して申請することが難しく、様式第10号により返還を求める場合であっても、通常の企業会計では、事業年度終了後2ヶ月もしくは3ヶ月以内に決算は確定することから、少なくとも半年以内の返還を求めることが望ましい。	補助を受けた医療機関から事業年度終了後3か月経過後を目途に仕入れに係る消費税等相当額報告書を提出させ、速やかに返還手続きを取る。	医療政策課	86

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	備品の確認について 【現状及び問題点】 当該事業においては、災害時の拠点となる病院において必要となるであろう担架などの備品が購入されているが、それらを事業が始まった令和3年度から毎年度購入されている。 しかし、腐敗するようなものでなければ、備品の中には、一度購入してしまえば済むようなものの中にはあると考えられる。 また、以前の年度に購入した備品が、当該病院において継続的に備え付けられているかどうかの確認も行っていない、とのことであったため、少なくとも数年に一度は継続的な確認を行うことが望ましい。 【改善提案】 防災事業に必要な備品といえども、毎年、同じように購入するのではなく、従前に購入したものと同じものであれば、再度、購入する必要があるのかどうかを必ず確認し、定期的に現物の確認をするのが望ましい。	交付申請時に防災事業に必要な備品があった際には、過去の購入状況を確認し、必要性を確認した上で交付決定するとともに、定期的に現物確認を行うようにする。	医療政策課	87
意見	達成すべき指標について 【現状及び問題点】 事業概要によれば、この事業の達成すべき指標として、県名におけるDMATのチーム数が掲げられ、令和4年度末で33チームが登録されていることから、その達成率が89%とされている。 しかし、この事業における真に達成すべき指標は、「13. 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業」で記載した通り、DMATの方々の熟練度であったり、経験値であったり、災害時においてDMATの方々が如何に活躍できるかであろう。 無論、それらは測定可能性という意味では無理であり、県がとりあえず登録者数を達成すべき指標として置くことも理解できるところであるが、登録者さえ増やせばよい、というわけではない。 今後、他県における出動の実績や、活躍度、その際に足りなかったもの、不足していたものなどの情報をいち早くDMATに還元させ、それを研修や訓練に生かすことによって、県内におけるDMATのレベルを上げていく施策を取り入れていくことが望ましい。	能登半島地震の振り返りを開催し、支援に行ったDMATの活動報告を行い、支援に行っていないDMAT等と情報共有した。 改善提案のあった、DMATの方々の研修受講数や訓練参加数について今後把握に努め、熟練度が見えるような指標を検討する。	医療政策課	87

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
	【改善提案】 達成すべき指標については、単に登録者数だけではなく、DMATの方々の研修受講数や訓練参加数など、その熟練度を測定できるような何らかの指標も取り入れることが望ましい。			
15 災害医療人材育成事業				
意見	消費税の控除について 【現状及び問題点】 「DMAT（災害派遣医療チーム）等育成・確保支援事業補助金交付要綱」の第4条によれば、補助金の交付申請時には、「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。」とある。 補助金に係る仕入れの請求書上で、消費税の記載が明確なものもあるが、担当者によれば仕入れに係る消費税等相当額については、当該補助金に係る様式第6号“年度仕入れに係る消費税等相当額報告書”により返還してもらっている、とのことであった。また、その返還までには1年以上の期間を要している、とのことであった。 しかし、通常の企業会計では、事業年度終了後2ヶ月もしくは3ヶ月以内に決算は確定することから、1年以上の期間が経過すると、その返還を失念するリスクも高まると考えられる。 【改善提案】 資料によれば、補助金に係る仕入れの請求書上で、明らかに消費税の記載がある請求書も散見されるため、このような場合には、交付要綱に則り、交付申請時に消費税等相当額を減額して申請させることが望ましい。 また、仮に、事前に減額して申請することが難しく、様式第6号により返還を求める場合であっても、通常の企業会計では、事業年度終了後2ヶ月もしくは3ヶ月以内に決算は確定することから、少なくとも半年以内の返還を求めることが望ましい。	補助を受けた医療機関から事業年度終了後3か月経過後を目途に仕入れに係る消費税等相当額報告書を提出させ、速やかに返還手続きを取る。	医療政策課	90

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	達成すべき指標について 【現状及び問題点】 事業概要によれば、この事業の達成すべき指標として、県名におけるDMATのチーム数が掲げられ、令和4年度末で33チームが登録されていることから、その達成率が89％とされている。 しかし、この事業における真に達成すべき指標は、「13. 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業」で記載した通り、DMATの方々の熟練度であったり、経験値であったり、災害時においてDMATの方々が如何に活躍できるかであろう。 無論、それらは測定可能性という意味では無理であり、県がとりあえず登録者数を達成すべき指標として置くことも理解できるところであるが、登録者さえ増やせばよい、というわけではない。 今後、他県における出勤の実績や、活躍度、その際に足りなかったもの、不足していたものなどの情報をいち早くDMATに還元させ、それを研修や訓練に生かすことによって、県内におけるDMATのレベルを上げていく施策を取り入れていくことが望ましい。 【改善提案】 達成すべき指標については、単に登録者数だけではなく、DMATの方々の研修受講数や訓練参加数など、その熟練度を測定できるような何らかの指標も取り入れることが望ましい。	能登半島地震の振り返りを開催し、支援に行ったDMATの活動報告を行い、支援に行っていないDMAT等と情報共有した。 改善提案のあった、DMATの方々の研修受講数や訓練参加数について今後把握に努め、熟練度が見えるような指標を検討する。	医療政策課	90

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
福祉保健部衛生管理課				
16 人とペットの防災力パワーアップ事業				
意見	達成すべき指標について 【現状及び問題点】 事業概要に記載のとおり、当該事業においては達成すべき指標が置かれていない。実際、災害が起きなければ、当該事業の意義があったかどうかを確認することはできず、指標の設定が困難であることは理解できる。 しかし、事業を実施する以上は、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。 【改善提案】 担当者によれば、災害を目的とした事業というより、ペットを飼っている世帯に対しての啓発を目的とした事業となっている、とのことであった。このため、県は、例えば、リーフレットの配布枚数、またはホームページに掲載している啓発用動画の再生回数等、県民の目に触れる回数を増やすため諸施策に関する指標の設定を検討することが望ましい。	衛生管理課	93	

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
環境森林部環境森林課				
17 企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業				
意見	効果的なBCPの策定について 【現状及び問題点】 当該事業は、太陽光発電設備を設置する企業にBCPの策定を義務付け、その策定を条件として太陽光発電設備の資金の一部を補助するものである。しかし、当該BCPは、中小企業庁が公開していたテンプレートを用いて、不測の事態が起こった場合の現状の対応の可否や、緊急連絡先等を記載しただけの、非常に簡素なものであった。 本来、BCPとは、災害に代表される不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させることなく、また中断が生じても可能な限り短期間で復旧させるため方針、体制及び手順を示すべきものである。しかし、資料を閲覧する限り、各社の作成したBCPがその効果を発揮できるとは考えられない。 また、昨今の新型コロナウイルス感染症でも分かったとおり、リスクは毎年のように見直されるべきものであり、一度作ってしまっ終わり、というものでもない。 担当者によれば、「策定したBCPが初歩の初歩であることは分かるものの、各社でBCPを考える一歩になってほしい。」ということであった。そうであれば、県は、継続的にBCPのアップデートを把握しフォローアップしていくべきではないかと考える。 【改善提案】 様々な非常事態が想定され、惹起される現代において、BCPは各社にとって非常に重要なツールになると考えられる。 このため、単に、形式的にテンプレートを埋めただけの簡素なBCPではなく、各社にとってそれが本当に効果的なものであるのか、各社それぞれの事情に応じたBCPとなっているか、県は検証することが望ましい。また、仮に、策定されたものが効果的なBCP策定のための第一歩であるのであれば、県は、事後的にアップデートを把握できる仕組みをあらかじめ設定するなどの対応を検討することが望ましい。	当該事業は、県内企業において、BCPの策定を促すとともに、非常用電源として活用できる太陽光発電設備の導入を支援し、災害時の電力確保と温室効果ガスの排出削減を図ることを目的としたものである。 なお、補助条件としているBCPについては、中小企業庁の中小企業BCP策定運用指針を参考に作成するよう指導を行っている。 BCPについては、御指摘のとおり、災害等の不測の事態が発生した際、重要な業務の継続や復旧を図るために策定するものであるが、その内容の整理や運用のあり方等は、各企業の責任において行われるべきものと考えている。 そのため、当該事業では、BCPの策定のみを補助条件とし、内容等の是非までは審査の対象としていないところであり、今後とも、中小企業BCP策定運用指針を参考にして、自らの責任で作成するよう指導を行ってまいりたい。	環境森林課	95

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
商工観光労働部国際・経済交流課				
22 外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化				
意見	外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化における指標の設定について 【現状及び問題点】 外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化において達成すべき指標は設定されていない。 県によれば、「令和5年8月末現在において、この事業における防災・防犯メールの登録者数は全体で40,305人であるが、その中で外国人の登録者数は22名のみ。」とのことであった。つまり、現在のところ、この多言語化による情報を受け取る外国人は県内で22名しかおらず、県内の外国人数8,309人（令和4年12月末現在）のうち0.2%しかいないことになる。 現状を踏まえると、結果として、税金を投入して行う県の事業としての有効性が薄いと言わざるを得ない。 【改善提案】 当該事業においては、達成すべき指標を設定していないとのことであった。しかし、上記の現状を踏まえ、県は、外国人の登録者数を達成すべき指標として設定しその周知活動に力を入れていくことが望ましい。	国際・経済 交流課	106	
		防災・防犯メールについては、あくまでも住民への情報手段の多重化のための手段の1つであり、そもそも全体の登録者数に係る達成すべき指標を設定しておらず、外国人の登録者数のみについて指標を設定することはそぐわないため、指標は設定しないこととする。 指標の設定はしないものの、外国人が防災・防犯に係る情報を入手するツールの1つとして、外国人が情報を入手しやすくするために登録者数を増やす必要があるため、以下の取組の実施により、これまで以上に周知活動に力を入れていく。 ・みやざき外国人サポートセンター及び宮崎県国際交流協会の来訪者への案内・チラシ配布 ・市町村担当者会議や宮崎県国際交流協会主催講座の参加者への案内・チラシ配布 ・県及びみやざき外国人サポートセンターのホームページでの周知 ・市町村窓口でのチラシ配布の依頼		

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	宮崎市における防災メールとの重複について 【現状及び問題点】 県内においては、宮崎市や延岡市等の各自治体においても防災メールのシステムが整備されており、宮崎市においては、英語や中国語など、多言語化の対応も行われている。そのため、県と宮崎市で、同様のサービスが行政で重複した事業が提供されている状態にある。 県によれば、県内の市区町村でそのようなシステムが整備されていないところもある他、防犯情報については、警察機能を有する県独自の情報になることから、県としては、現状のサービスを継続していく方針とのことであるが、現状の行政における重複事業は問題があると考ええる。 【改善提案】 行政における重複事業の無駄を省く観点からは、重複状態にあるものは、いずれかに統一したほうが望ましいと考えられる。 よって、県は、市で重複状態にある行政事業については、行政の無駄を省く観点から、市と協議を行い統一する等を検討することが望ましい。	県の防災メールについては、システムが気象庁等から受け取った各市町村の情報を一括して提供し、利用者側が情報を得たい市町村を複数選択して登録するものである。 このため、防災メールのシステムを持つ特定の市町村を除外して情報提供することは困難であるが、今後の対応については、各市町村の導入状況なども確認しつつ、システム所管課である危機管理課と協議を行っていく。	国際・経済 交流課	106

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
農政水産部漁業管理課				
26 水産基盤（漁港）整備事業費（漁港施設機能強化事業・門川漁港）				
意見	市町村との連携について 【現状及び問題点】 本件事業は、県の財源のみならず関連市町村の負担金も併せて事業費として執行されるものである。そのため、関連市町村の予算において本件事業にかかる予算が計上されない場合、本件事業の進捗が遅れる可能性がある。 【改善提案】 本事業は、将来的に発生可能性が高いと想定される南海トラフ地震の発生に伴う大津波への対策としての重要性から、早期の完了が期待される。したがって、本件事業の重要性および進捗の遅れを防止する観点から、関連市町村との連携を強化することに留意されたい。	関連市町村からの負担金については、十分に協議した上で予算の計上を行っている。 また、定期的に関連市町村へ事業進捗状況や必要性の説明を行っているところであり、今後も事業が円滑に進捗するように連携を強化していきたい。	漁業管理課	114
27 水産基盤（漁港）整備事業費（漁港施設機能強化事業・宮之浦漁港）				
意見	事業の履行期間の変更について 【現状及び問題点】 本件事業は門川漁港（令和5年度まで）、宮之浦漁港（令和8年度まで）の漁港施設の機能強化を実施している事業であり、施工期間が長期間にわたる事業である。そのなかで、「令和4年12月21日付履行期間変更協議書」にて、令和4年度機能強化第10-4-1号 宮之浦漁港 南防波堤改良工事の履行期間終了期間を、台風の影響により、予定作業船とは別の作業船の手配に日数を要したことを理由に、令和5年1月31日から令和5年3月24日に変更されているが、当該変更が本件事業の事業計画に与える影響の評価がなされておらず、当該変更を加味した修正事業計画策定の必要性の判断もなされていない。	本事業は、事業計画に基づき、計画的に予算を要望して事業を進めているところである。 年度内に事業が完了すれば、事業計画に遅れは生じておらず、計画の変更は不要であるが、大幅に工事の進捗が遅れが生じた場合においては、事業計画の影響について精査し必要であれば、事業計画の修正を検討することとしたい。	漁業管理課	116

指摘事項及び意見			講じた措置等	所 管	報告書 ページ
	区分	内 容			
		【改善提案】 当該履行期間の変更は、自然災害を要因とするものであり、やむを得ない事情であると考えられる。また、本件事業の施工期間が長期間にわたることを鑑みれば、その影響は小さいと考えられる。しかし、履行期間の変更という個別工事の変更があった場合においても、その変更を加味した事業計画の修正の検討を行うことが望ましい。			
意見		市町村との連携について 【現状及び問題点】 本件事業は、県の財源のみならず関連市町村の負担金も併せて事業費として執行されるものである。そのため、関連市町村の予算において本件事業にかかる予算が計上されない場合、本件事業の進捗が遅れる可能性がある。 【改善提案】 本事業は、将来的に発生可能性が高いと想定される南海トラフ地震の発生に伴う大津波への対策としての重要性から、早期の完了が期待される。したがって、本件事業の重要性および進捗の遅れを防止する観点から、関連市町村との連携を強化することに留意されたい。	関連市町村からの負担金については、十分に協議した上で予算の計上を行っている。 また、定期的に関連市町村へ事業進捗状況や必要性の説明を行っているところであり、今後も事業が円滑に進捗するように連携を強化していきたい。	漁業管理課	117

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
県土整備部道路保全課				
28 土砂災害対策道路事業（国道268号宮崎市浦之名）				
指摘事項	現地調査・立会願の押印について 【現状及び問題点】 土砂災害対策道路事業（国道268号宮崎市浦之名）の発注工事において受注者から提出された現地調査・立会願の下部に確認者の押印欄がある。しかし、当該押印欄が空欄となっていた。これは、作成者以外の確認者が現地調査・立会願の記載事項や内容等について確認を行うことにより現地調査・立会願の正確性を担保するという目的がある。しかし、確認者の押印が行われていない場合、必要とされる確認作業が行われていないおそれもあり上記目的を達成することができない可能性もある。また、確認を行い押印するという必要な手続きが行われていないと判断せざるをえない状態であり問題がある。 【指摘事項】 現地調査・立会願の確認者押印欄には必ず押印すべきである。よって、県は受任者に対して当該押印を求めるべきである。	現地調査・立会願の確認者押印欄には、確実に押印することとする。 なお、空欄となっていた箇所については、受任者が確認した上で押印し、その他にも押印欄に不備がないかの確認も行った。	道路保全課	119
指摘事項	公文書における不必要な記載について 【現状及び問題点】 土砂災害対策道路事業（国道268号宮崎市浦之名）において総合評価落札方式に関する技術評価点の決定について（伺い）という公文書に鉛筆書きでパスワードが記載されていることを発見した。公文書に当該記載を行う必要性はまったくない。また、パスワードは、特に秘匿性が求められるものでありその管理には細心の注意が払われなければならないセキュリティ上非常に問題がある。 【指摘事項】 公文書には、不必要な記載は行わないようにするとともに、パスワードの管理には細心の注意を払うべきである。	公文書には、不必要な記載は行わないよう徹底するとともに、パスワードの管理には細心の注意を払うこととする。	道路保全課	119

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘 事項	電気通信線路移転工事完了報告書の工事完了日記載漏れについて 【現状及び問題点】 土砂災害対策道路事業（国道268号宮崎市浦之名）の補償契約において相手方から電気通信線路移転工事完了報告書が提出されていた。しかし、電気通信線路移転工事完了報告書（様式第02号）によると工事完了日を記載する欄が設けられているが、その日付が記載されていなかった。工事完了日は、電気通信線路移転工事完了報告書（様式第02号）における絶対的記載事項であり当該記載が無い場合、様式の不備に該当し問題がある。 【指摘事項】 電気通信線路移転工事完了報告書（様式第02号）における工事完了日の欄には、日付の記載を行うべきである。よって、県は、受注者に対して当該日付の記載を求めるべきである。	当該報告書を含め、各報告書の日付欄に受注者の記載もれがないことを確認してから受理することとする。 なお、当該報告書の完了日欄は、受注者に当該日付を記載させ、その他の報告書にも不備がないかの確認も行った。	道路保全課	119
29 土砂災害対策道路事業（国道265号西米良村上米良）				
指摘 事項	工事請負変更契約書における鉛筆書きについて 【現状及び問題点】 土砂災害対策道路事業（国道265号西米良村上米良）の発注工事において、工事請負変更契約が行われていた。これに関する工事請負変更契約書（様式第1号の2）において鉛筆書きによる記載が行われている箇所があった。鉛筆書きによる記載が行われていても当該工事請負変更契約自体は有効であるが、契約内容の改ざん等が行われる恐れがあり問題である。 【指摘事項】 工事請負変更契約書（様式第1号の2）の記載に鉛筆を使用することは、文書改ざんの疑念を生じさせることとなり、必ずボールペン等の消せない筆記具を使用した適正な事務処理を行うべきである。	当該契約書を含め、会計書類には必ずボールペン等の消せない筆記具を使用することとし、適正な事務処理を行う。 なお、当該契約書の鉛筆書きの部分は、ボールペンで記載し、その他会計書類にも不備がないかの確認も行った。	道路保全課	121

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
県土整備部河川課				
30 大規模特定河川事業（広渡川）				
指摘事項	支出負担行為の時期について 【現状及び問題点】 本件事業は広渡川の川道掘削工事（具体的には、永年に亘って上流から押し流された土砂が堆積してできた中州部分につき、樹木や雑草を撤去した上で堆積土を掘削して川道における流量を増やす工事）であり、「令和4年度大規模河第5－1号（掘削工12, 299㎡）」（以下「第5－1号」という。）と「令和4年度大規模河第5－2号（掘削工12, 924㎡）」（以下「第5－1号」という。）に分かれている。 本指摘は、第5－1号に関する部分となる。 実施設計書によれば、当初、掘削工は、表土（深さ0. 5m）についてはバックホウによる通常掘削（数量5, 413㎡ 単価225円/㎡）を行い、その後、ＩＣＴ建機による掘削を行う予定とされていた（数量6, 886㎡ 単価302円/㎡）。そして、両掘削工の予定工期としては、令和4年9月26日から令和4年11月24日とされていた。 しかし、掘削工は既に終了している令和4年11月28日の段階で契約金額が2, 195, 941円増加する方向で予算執行何が作成されており、同日、同金額による工事請負変更契約書が作成されている。変更の理由は、「当初、表土部分については木の根等が多く、ＩＣＴ建機での施工が困難なことから、通常のバックホウ掘削での施工で行うこととしていたが、当初想定よりも木の根等が少なく、当初からＩＣＴ建機で施工可能であることから、掘削の通常施工をＩＣＴ施工に変更したい。」と記載されている（変更理由書より抜粋）。 全てをＩＣＴ施工で行えることが判明したのは、おそらく工期のかなり早い段階であるはずであり、その数量についても通常掘削部分をそのままＩＣＴ掘削に移すのみなので、金額は自ずと明らかになる。 どのような業務であっても、本契約や変更契約といった支出負担行為がなされてから、業者による職務遂行がなされることが原則であり、特に本件のように、完成後の出来不出来については特段の差が無い一方、単価設定の違いから請負金額の増加が明らかであるような変更については、予算の適正執行の観点から既定どおりの手順に従って慎重に判断されるべきである。 【指摘事項】 県は、軽微な変更を除く、増加金額が明確な工事内容の変更については、適時に予算執行何を起案し、変更契約を締結したうえで、請負業務の執行に移らせるべきである。	軽微な変更を除く、増加金額が明確な工事内容の変更については、適時に変更契約を締結の上、請負業務を執行することとする。	河川課	123

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘 事項	支出負担行為の時期について 【現状及び問題点】 同じ指摘は、第5-2号についても言える。 第5-2号についても、第5-1号と同様に、既に当該工事が終了していると思われる令和4年11月11日に11, 543, 193円の追加支出を要する予算執行伺が起案され、同日同金額での工事請負変更契約書が締結されている。予算執行伺の変更理由書によれば、増額理由の一つは、「本現場の土が高速道路の盛土に使用可能かどうか確認するため、土質試験（土の密度試験）を実施したい。」と記載されているが、同試験は同年10月11日から10月24日で既に実施済みである。 もう一つの増額理由である軟弱箇所の敷鉄板敷設工や台風の影響による谷之城川・広渡川合流地点付近の掘削工なども、工事打合簿などを見る限り、予算執行伺の時点では既に完成済みか少なくとも着工済みのものとなっている。 工事が終了しない限り工事実績が測れないような特別な事情がある場合を除き、全ての工事は契約（支出負担行為）がなされてから業務が執行されるべきであることは既に述べたとおりであり、業務終了後に変更契約が締結されることは厳に避けるべきである。 【指摘事項】 県は、軽微な変更を除く、増額がある程度明確な工事内容の変更については、適時に予算執行伺を起案し、変更契約を締結したうえで、業務の執行に移らせるべきである。	軽微な変更を除く、増加金額が明確な工事内容の変更については、適時に変更契約を締結の上、請負業務を執行することとする。	河川課	124

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
31 広域河川改修事業（広渡川）				
意見	河川改修に伴う九電の支障電柱移設補償費について 【現状及び問題点】 本件事業は、全長15、9kmに及んで掘削、築堤、護岸などの工事を行う河川改修工事であるが、その工事に伴って既設の電柱を移設する必要が生じた。 宮崎県日南土木事務所は、九州電力配電株式会社日南配電事業所長宛に対象となる支障電柱の移転依頼を行ったところ、令和4年4月28日付けで同所長から1,113,567円の配電線路移設工事補償金の見積書が提出された。 これを踏まえて同年5月6日には同金額にて予算執行何りがなされ、同月16日には両者において同金額での補償契約書が締結されている。 担当部局に対して当該見積金額の精査方法についての質問をしたが、当該工事を担当できる会社は九州電力配電株式会社しか存在しないため、相見積書の徴収などは行っていないということであった。 しかし、かかる理由で提示された見積金額をそのまま契約金額とするのであれば、補償金額は全て相手方の言い値で決まってしまうことになるのであり、予算適正化の観点から問題があると考える。 【改善提案】 県は、インフラ関係の補償費においても、一般の電気工事会社や他の電力会社に見積書の精査を依頼するなどして、補償金額の適正化担保を図ることが望ましい。それが困難である場合には、その旨を記録として残し、安易な契約締結ではないことの証拠を残すことが望ましい。	宮崎県財務規則第138条第1項ただし書において、「特別の事情により2人以上から見積書をとることができないときは、1人から見積書をとらなければならない」と規定されており、この「特別な事情」の1つとして、「取扱業者がほかにない場合」とされている。 当該電柱は九州電力配電株式会社の所有物で、かつ、九州最大の配電事業者であり、自社による移設工事が可能であることから、同社の見積書の他社への精査依頼は難しい。 なお、同社から提出された見積書については、土木事務所内で金額・工事内容・数量等の精査を行っている。 今後は、予算執行何の作成時において、上記の内容を明記することとする。	河川課 用地対策課	127

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	河川改修に伴うNTTの支障電柱移転補償費について 【現状及び問題点】 上記と同じことはN T Tへの補償についても言える。 宮崎県日南土木事務所の支障電柱の移転依頼を受けて、令和4年6月21日には西日本電信電話株式会社宮崎支店から469,100円の見積書が提出されているが、その日に同金額にて予算執行何となされ、翌々日には両者において同金額での支障電気通信線路移転工事契約書が締結されている。 確かに、電話線工事となると競合し得る業者を見つけることは難しいと考えられるが、補償金額が全て相手方の言い値で決まってしまうことは、予算適正化の観点から問題があると考ええる。 【改善提案】 県は、インフラ関係の補償費においても、一般の配線工事会社や他のN T Tに見積書の精査を依頼するなどして、補償金額の適正化担保を図ることが望ましい。それが困難である場合には、その旨を記録として残し、安易な契約締結ではないことの証拠を残すことが望ましい。	宮崎県財務規則第138条第1項ただし書において、「特別の事情により2人以上から見積書をとることができないときは、1人から見積書をとらなければならない」と規定されており、この「特別な事情」の1つとして、「取扱業者がほかにない場合」とされている。 当該電柱は西日本電信電話株式会社の所有物で、かつ、九州最大の電気通信事業者であり、自社による移設工事が可能であることから、同社の見積書の他社への精査依頼は難しい。 なお、同社から提出された見積書については、土木事務所内で金額・工事内容・数量等の精査を行っている。 今後は、予算執行何の作成時において、上記の内容を明記することとする。	河川課 用地対策課	127

指摘事項及び意見		請じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	指名競争入札における入札者の指名手続について 【現状及び問題点】 本件に関連する複数の事業については、業者の選定に際し指名競争入札の手続きが取られている。 「永道浜-4地区外 工事監督支援業務」もその一つであるが、同業務は予算執行伺による実施設計額が23,434,400円（契約金額は22,000,000円）とされ、入札参加資格審査会で10者の入札参加者が決定されていた。 宮崎県財務規則第134条では、指名競争入札は「なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。」とされ、更に、「県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要領」第4条では、見積額が500万円未満の場合は6者以上の入札参加者、500万円以上の場合は10者以上の入札参加者を指名することが定められている。 しかし、どの事業を見ても、本件同様に500万円を境として、6者か10者という最低限の入札参加者指名がなされているに過ぎず、担当職員に尋ねても、7者や11者といった最低指名数を超える参加者による指名競争入札は見たことがないとのことであった。 本事業の一つである「広渡川樋管詳細設計業務」においては、当初の実実施設計額が4,681,600円であり、6者の指名競争入札で4,400,000円にて落札されているが、その後の複数回に亘る計画変更により最終的な請負金額は5,413,157円まで膨らみ、仮に当初からこの金額であったとすれば10者による指名競争入札とすべき工事となっていた。工事途中で判明した事実により計画変更がなされていたため、やむを得ない事情はあるものの、遡って見れば、6者という当該入札参加者数が適当であったのか疑問が残るところである。 【改善提案】 指名競争入札の参加者の増加により事務処理の負担が増すことは想定されるが、入札参加者は多ければ多いほど業者の受注機会の公平性が担保されるうえ、競争によって予算減少にも寄与すると思われる。特に500万円に届かない実施設計金額の事業については、予定価格や指名選定者数の決定を慎重に行うことが望ましい。 また、入札参加資格審査会で審議される業者の選定については、請負業者の機会公平の観点からできれば透明性が確保されるべきである。よって、県は、入札参加資格審査会で審査される業者の選定については、後の情報開示に耐えうる程度の選定理由等を決裁文書として保存し、透明性を担保しておくことが肝要である。	入札参加者を指名する際は、入札参加資格審査会に「入札参加者推薦書」及び「入札参加者選定理由書」を提出し、審査を行うよう要領で定めているところであるが、審査会後の資料の取扱いについては定めていない。 発注機関等で構成する検討会において、各発注機関の実態や意見を集約したところ、各発注機関での取扱いが異なることが判明したところである。 今後、更なる検討を行い、各発注機関での取扱いの統一化を図っていく。	技術企画課	128

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
県土整備部砂防課				
33 公共砂防事業費（城屋敷川）				
意見	指名競争入札採用の要件明示について 【現状及び問題点】 本件に関連する事業のうち、調査を行った「城屋敷川水文調査業務」、「城屋敷川函渠・法面詳細設計業務」及び「神代川総合流域防災事業五ヶ瀬川外 工事監督支援業務」については、指名競争入札による業者の選定がなされている。 ちなみに、地方自治法第234条2項では、指名競争入札、随意契約、せり売りによる契約締結は、政令で定める場合に限りすることができるとされている。また、地方自治施行令第167条では、指名競争入札は、 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 にのみ許されるとされている。 この点、調査を行った上記各事業の予算執行伺には、指名競争入札とした根拠として「地方自治法施行令第167条第1項第1号」としか書かれておらず、何をもって一般競争入札には適しないと判断したのかは不明であった。 指名競争入札は法律上例外的な手続きである以上、要件該当性の具体的明示はなされるべきである。 【改善提案】 県は、指名競争入札を選択した理由については、要件該当性を具体的に明示することが望ましい。	指名競争入札を選択する場合の理由については、建設関連業務の業務内容毎に、入札方式適用の考え方をまとめ、既に具体的に整理をしているところである。今後、更なる検討を行い、予算執行伺の明示方法等について統一化を図っていく。	技術企画課	132

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	指名競争入札における入札者指名の手続きについて 【現状及び問題点】 地方自治法施行令第167条の12第1項では、地方公共団体の長が入札参加者の指名を行うとされている。 そして、上記各事業においては、その実施設計金額に応じて、6者又は10者の入札参加者が指名されている。 宮崎県財務規則第134条では、指名競争入札は「なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。」とされ、更に、県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要領（以下、本項において「要領」という。）第4条においては、「見積額が500万円未満の場合は6者以上の入札参加者、500万円以上の場合は10者以上の入札参加者を指名すること」が定められている。 当該業務における「指名業者選定理由書」によれば、入札参加者を絞り込む過程が確認できるが、客観的な要件からある程度絞り込まれ、その後、「業務成績や手持ち業務の状況のほか、県内における同種業務の実施経験が多いことなどから、総合的に契約の相手方として適当であると認められること。」という要件で6者ないし10者に絞り込まれている。 しかし、最後に外された業者の実績等を見る限り、上記要件で除外される有意な事情は見当たらなかった。 この絞り込みについて、事後的に、情報開示請求等が行われた場合に合理的選考理由の説明が出来ない可能性があるとともに、入札参加者が絞り込まれている以上、事業者の受注機会の公平性等が損なわれている可能性を否定できない。 【改善提案】 指名競争入札の参加者は、要領で定める最小の参加者に必ずしも絞り込む必要はない。よって、県は、客観的な要件で入札参加者を絞り込んだ後、その時点で絞り込んだ参加者を指名することが望ましい。なお、最終的な入札参加者を更に絞り込む場合は、絞り込まれる際の具体的な要件や内容等を決裁文書として保存し、透明性を担保しておくことが望ましい。	指名の絞り込みを行うことが不適当な業務の取扱いや、指名の絞り込みを行った場合の具体的な要件や内容等の資料の保存方法等について、発注機関等で構成する検討会において各発注機関の実態や意見を集約したところ、各発注機関での取扱いが異なることが判明したところである。 今後、更なる検討を行い、各発注機関での取扱いの統一化を図っていく。	技術企画課	133

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
34 公共砂防事業費（桑水流川3）				
意見	請求書日付の未記入について 【現状及び問題点】 本件事業の一つに「桑水流川工損調査（事前調査）その1」があるが、同事業終了後に事業者から受領している「業務委託料請求書」には、請求年月日が「令和 年 月 日」と未記入となっている。 請求日は土木設計業務等委託契約書第32条2項により請求日から30日以内に委託料を支払わなければならないとされている。 【改善提案】 請求書には、宮崎県西臼杵支庁の令和4年12月19日付受領印があるため、請求は同日以前であることは明らかであるものの、権利性を明確化するために必須であると考える。よって、県は、請負事業者に対して請求書には請求日を明記するよう指導することが望ましい。	請求書の日付が未記入で提出があった場合は、請負業者に対し正当な日付を記入するよう要請する。	砂防課	135
36 公共砂防事業費（大藪2地区）				
意見	請求書日付の未記入について 【現状及び問題点】 本件事業の一つに「大藪2地区用地測量業務」があるが、同事業終了後に事業者から受領している「業務委託料請求書」には、請求年月日が「令和4年 月 日」と未記入となっている。 請求日は土木設計業務等委託契約書第32条2項により請求日から30日以内に委託料を支払わなければならないとされている。 同様の問題は、「大藪2地区地すべり観測業務」の業務完了届でも、届出年月日が「令和 年 月 日」と未記入になっていることが確認された。完了年月日についても、土木設計業務等委託契約書第31条1項において、請負事業者の義務とされている。 【改善提案】 請求書には、宮崎県西都土木事務所の令和4年8月10日付受領印があるため、請求は同日以前であることは明らかである。しかし、請求書及び業務完了届の日付は、権利性を明確化するために必須であると考える。 よって、県は、請負事業者に対して請求書及び業務完了届には、日付を明記することが望ましい。	請求書及び業務完了届の日付が未記入で提出があった場合は、請負業者に対し正当な日付を記入するよう要請する。	砂防課	139

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	随意契約理由について 【現状と問題点】 本件事業の一つである「大藪2地区積算技術業務」については、随意契約によって「公益財団法人宮崎県建設技術推進機構」が受託している。 地方自治法第234条2項は「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされ随意契約は例外とされている。また、同施行令第167条の2第1項2号では、随意契約で行える例外の一つとして「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と定められている。 随意契約審議書によれば、本件は同施行令同号に該当するものとして随意契約がなされている。しかし、その具体的理由を見ると、当該事業の性質として「「土木工事標準積算基準書」及び関連する諸基準等を熟知し、積算の経験が豊富であるなど積算能力が求められるとともに、知り得た情報の機密の保持、中立・公平な立場であることが必要不可欠」とされ、当該事業者は、「積算経験豊富な技術者を多数有しておるとともに、積算業務を多数実施した実績があること、さらに、これらの実績において秘密保持が十分確保出来たことから信頼度も十分に備えている。」と記載されている。 しかし、積算業務自体を他の事業者がなし得ないものなのかについては疑問である。 随意契約は例外的な契約方法であるからこそ、地方自治法及び同施行令は限定的な例外を定め、更には県も「令和3年4月会計事務の手引き」において、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」の具体例として、a～rまでの個別事例を掲げているところであるが、本事業がこれのどれに該当するのかは記載がない。 【改善提案】 県は、随意契約を締結する際には、上記手引きのどの具体例に該当するのかを決裁文書等に記載し、具体的例に該当しない場合は、詳細な事実を記載した上で厳密に要件該当性を明示すべきである。	公益財団法人宮崎県建設技術推進機構との随意契約を締結する際には、随意契約の要件該当性を明示するよう是正する。	技術企画課	140

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ	
区分	内 容				
県土整備部港湾課					
37 公共海岸保全港湾事業（防災・安全交付金 外浦港海岸）					
意見	指名競争入札における入札者指名の手続きについて 【現状及び問題点】 県は、公共海岸保全港湾事業として、令和4年度において防潮堤等の海岸保全施設を整備するため外浦港地質調査業務等を実施している。外浦港地質調査業務について、県は、事業者へ調査業務を委託しており、事業者の選定に当たって指名競争入札を実施している。指名競争入札の資料を閲覧したところ、10者の入札参加者が指名されていた。 宮崎県財務規則第134条では、指名競争入札は「なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。」とされ、更に、県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要領（以下、本項において「要領」という。）第4条では、500万円以上の場合は10者以上の入札参加者を指名することが定められている。 当該業務における「指名業者選定理由書」によれば、入札参加者を絞り込む過程が確認できるが、客観的な要件から14者が絞り込まれ、その後、「業務成績や手持ち業務の状況のほか、県内における同種業務の実施経験が多いことなどから、総合的に契約の相手方として適当であると認められること。」という要件で、最終的に10者に絞り込まれている。しかし、14者から10者へ絞り込まれた要件の具体的な内容は確認できなかった。 この絞り込みについて、事後的に、情報開示請求等が行われた場合に合理的選考理由の説明が出来ない可能性があるとともに、入札参加者が絞り込まれている以上、事業者の受注機会の公平性等が損なわれている可能性を否定できない。 【改善提案】 指名競争入札の参加者は、要領で定める最小の参加者に必ずしも絞り込む必要はない。よって、県は、客観的な要件で入札参加者を絞り込んだ後、その時点で絞り込んだ参加者を指名することが望ましい。なお、最終的な入札参加者を更に絞り込む場合は、絞り込まれる際の具体的な要件や内容等を決裁文書として保存し、透明性を担保しておくことが望ましい。	指名の絞り込みを行うことが不適当な業務の取扱いや、指名の絞り込みを行った場合の具体的な要件や内容等の資料の保存方法等について、発注機関等で構成する検討会において各発注機関の実態や意見を集約したところ、各発注機関での取扱いが異なることが判明したところである。	今後、更なる検討を行い、各発注機関での取扱いの統一化を図っていく。	技術企画課	142

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
県土整備部建築住宅課				
39 木造建築物等地震対策加速化支援事業				
意見	木造建築物等地震対策加速化支援事業の啓発について 【現状及び問題点】 本件事業は、旧耐震基準で建築された木造住宅や危険ブロック塀等の所有者等に対して、国及び市町村と連携した耐震対策の支援を行うものであるが、対象となる木造住宅の居住者や危険ブロック塀等の所有者は、高齢者であるケースが多い。そのため、将来的な耐震対策に対する動機が低く、その必要性を強く感じられていないことが、本件事業推進の阻害要因となっている。 【改善提案】 南海トラフ大地震等、将来的に大規模地震が発生する可能性が高いと想定されるなか、いつ何時大規模地震が発生するかわからないため、県民の命や財産を守るべく、本件耐震対策にかかる啓発活動を、より積極的に行っていく必要があると考える。	県民が木造住宅等の耐震化の重要性についての理解をより深めるとともに、本事業の活用を促すために、木造住宅耐震化緊急啓発事業により、テレビやラジオのCM放送など集中的な啓発を行うこととした。	建築住宅課	147

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	設計費用の取扱いについて 【現状及び問題点】 本件事業は、耐震対策を実施した個人に補助事業を行う市町村に対して、支援補助金を給付する事業である。そのため、一旦個人で耐震対策費用を負担することとなるため、その大きな負担感が本件事業の推進を阻害する要因となると考えられる。また、耐震対策を実施することとした場合でも、その施工過程で追加費用が発生する可能性もあり、さらに耐震対策にかかる設計費用は支援補助金の算定対象とならず、完全に自己負担となっていることも、本件事業の推進を阻害する要因となっている。 【改善提案】 本件事業をさらに推進する対策として、設計費用を支援補助金の算定対象に含めること及びより経験豊富な建築士を育成、活用することによる耐震対策費用の精緻な見積もりの算定を可能にできるような対策を講じることが望まれる。	補強設計費用を補助金算定対象とすることについては、今後も検討を進めることとし、より精度を高めた安価な工事費用を提示できるよう、ローコストアドバイザー制度の導入について市町村に周知を行った。	建築住宅課	147
意見	他事業との連携について 【現状及び問題点】 本件事業の対象となる木造住宅や危険ブロック塀等は、県内山間部においても点在している。これらの木造建築や危険ブロック塀等は、耐震対策のみならず、土砂災害対策の対象となるケースもあるが、耐震対策と土砂災害対策の連携が図られず、耐震化された住宅が土砂災害により被災した場合は、予算執行による効果が限定される。 【改善提案】 予算の効果的、効率的な執行を図る観点から、土砂災害対策等他事業との連携による適切な事業推進が望まれる。	土砂災害対策の対象となる住宅については、事業主体である市町村に対し、住み替え等を支援する「安全住宅住替事業」の活用について周知を行った。	建築住宅課	147

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
教育庁人権同和教育課				
40 学校と地域がつながる安全教育推進事業				
意見	専門家等との連携について 【現状及び問題点】 本件事業においては、実践的な防災教育及び安全教育の充実・推進を図る目的から、地域、関係機関及び専門家等と連携して取り組む必要があり、特に防災に関する専門家としての防災士との連携が重要である。現状、宮崎県内の県立学校において、141人（令和４年度）の教職員が防災士の資格を所有しているが、教職員の異動に伴う学校での資格所有者状況について確認する手続きが確立されていない。また、地域の防災士の高齢化が進んでおり、若年世代の防災士資格取得者が少ない状況にある。 【改善提案】 教職員の異動等により学校に防災士の資格所有者がいない可能性があることから、教職員の異動等のタイミングにおいて学校における防災士の存否を確認する手続きを検討されたい。また、防災士の高齢化が進んでおり、将来的に防災士が不足する可能性があることから、既存防災士の養成のみならず防災士資格取得のための積極的な支援事業を検討されたい。	校長は、人事異動の際に、防災士資格所有者について把握し、あわせて、年度始めに高校教育課及び人権同和教育課が実施する調査において、異動等に伴う県立学校における防災士資格所有者の存否の確認を行っていく。 今年度の調査において、県内の県立学校では150人の防災士資格所有者がいる中、高等学校２校、特別支援学校１校で資格所有者がいない状況が確認できた。その学校に対して、それぞれの学校から１名ずつ防災士資格取得の対象者を決定するとともに、全ての県立学校に防災士資格取得を呼びかけ、希望者も含め、資格取得に係る経費の一部補助を行っていく。 また、若い世代の防災士資格取得に繋げていくために、「高校生防災・学校安全研修」において、高校生とNPO法人が学校安全について協議する場を設けるなど、高校生の防災に関する実践的な態度の育成と意識の高揚を図っていく。	人権同和教育課	149

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
総務部財産総合管理課、農政水産部農業普及技術課				
台 1 県有施設災害復旧費				
意見	県有施設の復旧に係る災害復旧事業計画の作成について 【現状及び問題点】 県の地域防災計画によれば、次のとおり、災害復旧に関する事業計画を策定するように記載されている。 ＜災害復旧事業計画の作成＞（略） 県に対して、台風14号で被害を受けた県有施設の復旧について具体的な災害復旧事業計画を作成しているか質問したところ、特段の計画は作成していないとのことであった。 【改善提案】 災害の規模や内容によって、必ずしも計画が必要というわけではないと考える。しかし、令和4年度の台風14号で受けた災害を踏まえると、施設ごとの「将来の災害」に備えた災害復旧の内容、復旧のスケジュール及び復旧に係る財源等を検討した災害復旧事業計画の作成が望ましかったのではないかと考える。 よって、県は、今後、台風等によって県有施設に被害が生じた場合、被害状況に応じて、具体的な災害復旧事業計画を作成することが望ましい。	「宮崎県地域防災計画」では、地域が災害に見舞われた場合の復旧・復興の基本的な方向について、①被害が比較的軽い場合と②被害が甚大な場合の定めがある。①の場合は迅速な原状復旧を原則とし、②の場合は迅速な原状復旧を目指すことが困難となることから、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指すこととしている。 現在、被害状況や見積価格等が記載された事故報告書により、県有施設災害復旧費の交付決定を行っている。①の場合は速やかな予算措置が必要であることから現行事務処理で対応するが、②の場合は、原状復旧工事だけではなくことも想定されることから、施設所管課とともに、復旧スケジュールなどの事業計画を作成することを検討したい。	財産総合管理課 農業普及技術課	160
意見	復旧事業に係る業者の選定について 【現状及び問題点】 本監査では、台風14号で被害を受けた県有施設の復旧事業のうち、農業試験場の復旧事業をサンプルとして抽出し検討を行った。 農業試験場における被害の内容は、ビニールハウスの倒壊や被覆材の破れ、ビニールハウスに関する機器の故障及び防鳥ネットの破損等であるため、これら被害に関しては修繕が実施されている。 当該修繕に関し、県は、合計35本の修繕工事を業者へ発注している。修繕工事の発注に伴う業者の選定手続きに関する書類を閲覧したところ、各工事において、複数の業者から相見積書が徴取される等、競争性を担保した適切な選定が行われているように見受けられた。	災害復旧修繕については、財務規則に基づき予定価格が160万円未満の案件については、随意契約で行っており、複数の業者から見積書を徴取している。 業者の選定については、競争入札参加資格者名簿よりビニールハウス等の修繕が可能な事業者で宮崎市内の業者を選定しているが、相見積先に偏りが出ないよう星取表等により見積依頼先の平準化を図る。また、業者の選定理由が明記されていないことから、今後は、業者選定理由を追記するよう改善する。	財産総合管理課 農業普及技術課	160

指摘事項及び意見			講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容				
		しかし、選定された業者を確認すると、35本の修繕工事のうち、19本は特定の業者への発注となっていた。確かに、競争性を担保した業者の選定がされているものの、相見積書を徴取する相手方に偏りが無かったのか等について、課題があると考えられる。 県によれば、ビニールハウスの修繕を行える業者は県内でも限られており、結果的に特定の業者が多く修繕工事を請け負ったとのことであった。 しかし、閲覧した文書を見る限り、相見積書を徴取した業者の選定方法及びビニールハウスの修繕を行える業者は県内でも限られていること等の記載はなかった。 【改善提案】 県は、相見積書を徴取する相手方に偏りが無かったのか等について改めて検証するとともに、今後、同様の修繕工事を発注する場合には、相見積書を徴取する業者の選定方法及びビニールハウスの修繕を行える業者が限られる場合はその旨等の記載を決裁文書に記載することが望ましい。			
意見	県有施設災害復旧費における指標の設定について 【現状及び問題点】 県有施設災害復旧費については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。 しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性及び効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。 【改善提案】 確かに、防災事業においては、成果指標（アウトカム指標）の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標（アウトプット指標）の設定を検討することも考えられる。 よって、県は、成果指標（アウトカム指標）だけでなく、活動指標（アウトプット指標）も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。県有施設災害復旧費については、「災害にかかった公共施設及び公用施設を原形に復旧すること」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。 ＜考えられる指標（例）＞ ・復旧すべき各施設等の内容に対する復旧状況（復旧の割合）等 ※出所「監査人作成」		県有施設災害復旧費の対象となった県有施設の原状復旧は、100%を目指すことになると思われるが、改善提案のあった指標の設定については、危機管理課と協議しながら検討していきたい。	財産総管理課 農業普及技術課	161

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
商工観光労働部商工政策課				
台 3 商工業者再建支援補助金				
意見	事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画の提出状況について 【現状及び問題点】 商工業者再建支援補助金交付要綱によれば、本補助金の交付対象者の条件として、事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画を策定予定又は策定済みであることが規定されている。 各交付対象者の書類を閲覧したところ、県は、事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画を策定予定の事業者から、「事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画策定誓約（証明）書」を入手している。なお、事業者の中には当該誓約（証明）書の文中において、「令和5年6月30日までに策定し、提出することを誓約します。」のように、本監査実施時点において、既に期日到来しているものも複数見受けられた。 このため、県に対して、事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画の提出状況に係る追跡調査等を実施しているか質問したところ、現時点では行っていないが、調査等実施予定である旨の回答を得た。 【改善提案】 前述のとおり、県は、事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画の提出状況に係る追跡調査等を実施予定とのことであるが、本監査実施時点では未了であった。 県は、事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画の提出状況に係る追跡調査等を着実に実施することが望ましい。	事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画の策定状況に係る追跡調査を実施。全ての交付対象者において同計画が策定済みであることを確認した。	商工政策課	166

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
農政水産部農産園芸課				
台 6 被災産地営農継続緊急支援事業				
指摘 事項	令和4年度被災産地営農継続緊急支援事業実績報告書における記載事項の不備について 【現状及び問題点】 被災産地営農継続緊急支援事業において交付された補助金等に対する実績報告書の提出が求められている。宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱においては、補助事業実績報告書の添付書類として「（実績報告）第9条（1）実績報告書（別記様式第1号）」と規定されている。しかし、当該実績報告書の添付書類の欄には「（1）事業計画書」と記載されているものが散見された。これは当該要綱に違反した記載であり問題である。 【指摘事項】 令和4年度被災産地営農継続緊急支援事業実績報告書の添付書類の記載事項は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱で規定されている記載にしなければならない。よって、県は添付書類について適切に記載された実績報告書の提出を求めるべきである。	交付要綱に沿って適切に実績報告書が提出されるよう、当課が主催して補助金業務に関する研修会を行い、市町村担当者等に対して周知・依頼を行った。 また、実績報告書の提出締切を、余裕を持った期日に設定するとともに、複数人でチェックを行うこととした。	農産園芸課	173

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
農政水産部水産政策課				
台 7 漁業経営継続緊急支援事業				
指摘 事項	実績報告書の添付資料について 【現状及び問題点】 漁業経営継続緊急支援事業は、補助金事業であり補助事業者から実績報告書の提出を義務付けている。漁業経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱において、「（実績報告）第11条で（1）事業実績書（別記様式第 1 号）、（2）収支決算書（別記様式第2号）、（3）種苗導入支援事業にあっては、受領証や領収書等の当該種苗等の導入を証明する書類、（4）施設復旧支援事業にあっては、当該施設等の契約書や領収書等復旧を証明する書類及び完成写真」と規定されている。しかし、実績報告の添付資料として請求書のみのものが散見された。請求書のみでは、当該要綱が規定する種苗等の導入を証明する書類としては不十分である。 【指摘事項】 補助事業実績報告書の添付書類として、補助事業者に受領書や領収書等の提出を求めるか、通帳の写し等の支払いの事実がわかる資料の提出を求める必要がある。	漁業経営継続緊急支援事業は令和4年度補正予算の単年度事業であることから、今後、漁業者・養殖業者を対象とする類似事業の実施の際には、実績報告書の添付書類である事業の実施を証明する関係資料として、受領書や納品書等の購入数量が確認できる書類や、領収書等の支払いの事実が分かる資料の提出を求めることとする。	水産政策課	175
意見	補助金等交付申請書とその添付書類の提出先の不一致について 【現状及び問題点】 漁業経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱の第11条第2項（5）によると「補助対象者が市町村であって、この補助金を財源に補助を受ける事業主体がある場合、事業主体が市町村に提出した補助金等交付申請に係る事業計画書及び収支予算書等の添付書類を県に提出することになっている。しかし、補助事業者が市町村に提出した補助金等交付申請書の添付書類の提出先が市町村長宛てではなく、県知事宛てになっているものが散見された。これは、当該要綱を遵守していないことになり問題である。 【改善提案】 補助対象者の市町村に対して、当該要綱に遵守した補助金等交付申請書及び添付書類の提出をもとめるべきである。	漁業経営継続緊急支援事業は令和4年度補正予算の単年度事業であることから、今後、市町村を間接補助事業者とする類似事業の実施の際には、県の補助金交付要綱を遵守した書類を提出するよう指導することとする。	水産政策課	175

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
県土整備部河川課				
台 9 海岸保全事業（海岸漂着物等地域対策推進事業）【延岡港 東海海岸】				
指摘 事項	工事打合簿の不備について 【現状及び問題点】 工事請負契約に基づき請負工事を行う場合、工事打合せを事前に実施し、「工事打合簿」を作成することとなっているのが通例である。当該工事打合簿の中央部には協議事項に対する処理事項等を記載する欄があり、その下部に日付欄及び査閲者等の押印欄が設けられている。しかし、協議事項に対する処理事項等を記載する欄は何も記載されておらず空欄で、また日付欄には日付が記載されておらず、さらに査閲者等の押印欄押印されておらず空欄となっているものが散見された。これでは、協議事項に対応したか否か、またいつどのような対応が行われたのか不明であり問題がある。 【指摘事項】 工事打合簿の協議事項に対する処理事項等を記載する欄及び日付欄には適切な記載を行うとともに、査閲者等の押印欄に押印を行うべきである。	工事打合簿には、協議事項に対する処理事項や日付等を記載するとともに、押印欄には必ず押印又は署名することとする。	河川課	180
意見	工事履行報告書の不備について 【現状及び問題点】 「工事履行報告書」は工事関係書類の一つである。受注者が、設計図書に定められたとおりに契約が履行されていることを、発注者に報告する義務がある。工事履行報告書は発注者が工事履行状況や施工方法、工程管理状況などを把握して、必要な指示を行うための書類である。当該工事履行報告書の下部には査閲者の押印欄が設けられているが空欄となっている。これでは、工事履行報告書の内容が査閲者の査閲を受けておらずその適正性に疑義があり問題となる。 【改善提案】 工事履行報告書の査閲者押印欄には、査閲者が査閲した場合には必ず押印する必要がある。	工事履行報告書の押印欄には、必ず押印又は署名することとする。	河川課	180

指摘事項及び意見			講じた措置等	所 管	報告書 ページ
	区分	内 容			
	意見	海岸保全事業（海岸漂着物等地域対策推進事業）【延岡港 東海海岸】に係る業務委託契約の入札について 【現状及び問題点】 海岸保全事業（海岸漂着物等地域対策推進事業）【延岡港 東海海岸】は、委託事業であり委託事業者の選定については指名競争入札が採用されている。「入札参加者選定理由書」における選定理由によると、入札参加者については、道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務委託契約に関する要領に基づき、「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条に規定する建設業者等有資格者名簿に記載された者から設計金額が2,000万円以上であるため選定業者数を10者とした。」とされている。しかし、入札状況及び結果を見ると、10者のうち4者は辞退し2者は入札書比較価格超過で失格となっており実質的には残りの4者での競争となっている。この結果を見ると競争原理が働いているとは言い難い状況である。 【改善提案】 地方自治法234条では、一般競争入札が原則とされていること及び実質的な競争原理を働かせるためにも一般競争入札の採用も検討されたい。	「道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務委託契約に関する要領」では、予定価格100万円以上の業務においては、一般競争入札又は指名競争入札で入札を行うよう定めているが、入札方式の選定については、業務の内容や受注環境等を勘案し、適切な入札方式を選定しているところである。 この要領に基づく業務に関して、一般競争入札での入札が適当な業務については、既に一般競争入札を採用しているところであり、今後も業務内容に応じて、一般競争入札の採用を検討していく。	技術企画課	180